# 第7回十勝中央合併協議会資料

協議第21号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	1ページ
協議第22号	保健・医療事業の取扱い	9ページ
協議第23号	農林水産関係事業の取扱い	39ページ
協議第24号	商工労働観光関係事業の取扱い	51ページ
協議第25号	学校教育関係事業の取扱い	62ページ
協議第26号	社会教育関係事業の取扱い	74ページ

## 「協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」資料

## 十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
	新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88
調整の内容	号)第34条第1項の規定を適用し、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。
明金の行行	1 つの農業委員会とする時には、同法第10条の 2 第 2 項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。な
	お、その定数については、新町において調整する。

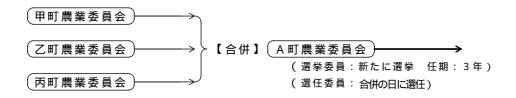
区分					現		況				
	4	幕別町		Ī	更別村		5	忠類村		合	計
農業委員現員数	選挙委員		13名	選挙委員		10名	選挙委員		10名	選挙委員	33名
	選任委員		7名	選任委員		5名	選任委員		4名	選任委員	16名
	ア.農協推薦	3名		ア.農協推薦	1名		ア.農協推薦	1名		ア.農協推薦	5名
	イ. 共済推薦	1名		イ.共済推薦	1名		イ.共済推薦	1名		イ. 共済推薦	3名
	ウ.議会推薦	3名		ウ.議会推薦	3名		ウ.議会推薦	2名		ウ.議会推薦	8名
	合 計		20名	合 計		15名	合 計		14名	合 計	49名
任期		平成17	年7月19日		平成17	7年7月19日		平成17	年7月19日	(3町村と	も同一)
選挙区数			1選挙区			1選挙区			1選挙区	(3町村と	も同一)
総会開催回数			12回/年			12回/年			12回/年	(3町村と	も同一)
区域面積			34,046ha			17,645ha			13,754ha		65,445ha
農地面積			14,668ha			10,271ha			4,149ha		29,088ha
農家戸数			636戸			263戸			116戸		1,015戸
選挙人名簿登録者数			1,964人			882人			329人		3,175人

#### 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに係る制度の内容

#### 「合併後1農業委員会を設置」(原則)

合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い)新設の市町村につき1つの農業委員会となる。(選挙委員については、市町村の廃置分合の日から50日以内に設置による一般選挙を行う。また、選任委員については合併の日に選任する。)

- ・「農業委員会等に関する法律」第11条、「公職選挙法」第33条第3項
- ・「農業委員会等に関する法律」第12条



#### 「合併後1農業委員会を設置」(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の 委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲 で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併 後の新市町村の選挙委員として在任することができる。(合併後の新市町村の農業委員会の委員の被 選挙権を有することとなる者が上記の定数(10人以上80人以内で定める数)を超える場合は、これら 関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出する。)

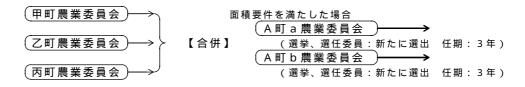
また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うこととなります。なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日に選任する必要があります。



#### 「合併後2以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第1条の3に規定する要件を満たした場合 (市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)は、新市町村に2以上 の農業委員会を設置することができる。(この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その 各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、 各委員会ごとに、合併の日に速やかに選任します。)

・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項

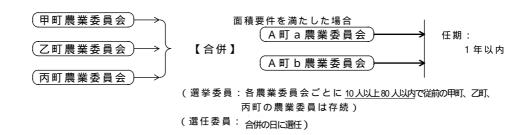


#### 「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に選挙委員の任期等に 関する在任特例があります。

・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第3項

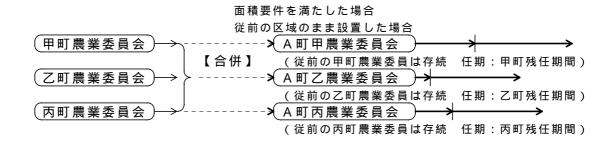
なお、この場合の選任委員については、と同様に合併日に選任することとなります。



#### 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、 で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条第1項



#### 農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令

#### 農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号)

(設置)

- 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

(選挙による委員)

- 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。 (選挙の単位)
- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項 の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の 選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の 所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
  - (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理 委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)各1名
  - (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5 人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期 満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任する。
- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の 理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)でなくなつたときは、 前項の規定にかかわらず、その職を失う。

#### (境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員となるものとする。

#### 農業委員会等に関する法律施行令 (昭和26年政令第78号)

#### (2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える 市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

#### (選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それ ぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区分	定数の基準
	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	
	(2) 10アール (北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の	
1	業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地	20人以下
ı	につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農	20人以下
	地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の	
	合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が	40人以下
3	6,000を超える農業委員会	40.A.A. P

#### 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

#### (農業委員会の委員の任期等に関する特例)

- 第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。
  - (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
  - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係 市町村の農業委員会の委員の在任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて 当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこ れらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に 至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下指定都市という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

#### 先進事例

#### まおさきかみじまちょう 大崎上島町 (広島県)

農業委員会については合併時に統合するものとする。

農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後4月間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

農業委員会の選任による委員であった者は、合併の日の前日に失職し、新町において新たに農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した理事各1名及び議会が推薦した学識経験者5人以内で構成する。

## 周南市(山<u>口県)</u>

2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定 を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を 設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。

#### を 佐渡市 (新潟県)

合併時は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、現行の10の農業委員会とする。 平成17年7月20日以降は、同法第3条の規定による1の農業委員会とする。

1の農業委員会とする場合は、選挙による委員数は40人とし、現委員会の区域ごとに選挙区を設ける。

#### でじょうし 郡上市(岐阜県)

- (1) 新市に八幡町・美並村・明宝村・和良村の区域、大和町・白鳥町・高鷲村を区域とした2つの農業委員会を置く。
- (2) 7町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を 適用し、合併後1年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

#### せいょし 西予市 (愛媛県)

- 1 農業委員会については、合併時に統合するものとし、選挙による委員の定数を30人とする。
- 2 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

明浜町、三瓶町の区域 6人 宇和町の区域 10人 野村町の区域 9人

城川町の区域 5人

3 報酬の額は宇和町の報酬額及び同規模の農業委員会の例をもとに調整する。

## 

- 1.新市に、1市6町に設置されていた農業委員会の区域をその区域とする7つの農業委員会を置く。
- 2.7つの農業委員会は、平成17年7月20日をもって、古川市、岩出山町及び鳴子町をその区域とする農業委員会並びに松山町、三本木町、鹿島台町及び田尻町をその区域とする農業委員会の2つに統合するものとし、選挙による委員の定数をそれぞれ30人及び29人とする。
- 3. 農業委員会を統合するときの選挙にあたっては、古川市に3選挙区、その他の地域には町ごとに1選挙区設けるものとし、選挙区ごとの定数については、新市において調整する。
- 4.統合後の2つの農業委員会には、それぞれ農地部会及び農政部会を置くこととし、その定数、所掌事務等については、新市において調整する。
- 5.統合後の農業委員会の報酬は、古川市農業委員会委員の報酬を基準に、新市において調整する。
- 6.新市の農業委員会は、平成20年を目標に1つに統合するものとし、新市において調整する。

域軽地区4町村合併協議会(合併予定 - 平成17年1月)(生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村)

- 1 新町に一つの農業委員会を置く。
- 2 農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定 を適用しない。
- 3 農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とする。
- 4 農業委員会の選挙による委員の選挙については、選挙区を設け、各選挙区の区域及び選挙すべき 委員の定数は、次のとおりとする。
  - (1) 生田原町行政区域 5人
  - (2) 遠軽町行政区域 9人
  - (3) 丸瀬布町行政区域 3人
  - (4) 白滝村行政区域 3人

さろまちょう かみゆうべつちょう ゆうべつちょう 佐呂間町・上湧別町・湧<u>別町 合併協議会(合併予定 - 平成17年10月1日を目標)</u>

- 1.新町における農業委員会については、合併時に統合するものとする。
- 2.農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1 号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任
- 3.新町の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律第7条第1項 及び同法施行令第2条の2の規定により、20人とする。
- 4.在任期間終了後最初に行われる選挙については、農委法第10条の2第2項の規定に基づき、選挙 区を設けるものとする。
- 5.選挙区及び選挙区ごとの定数は農委法第10条の2第3項の規定に基づき、佐呂間町7名、上湧別 町6名並びに湧別町7名とする。
- 6 . 合併による区域の拡大に対し、地域に密着した農政活動ができるよう協力員制度(仮称)につい て必要性を含め新町において検討する。

檜山南部4町合併協議会(合併予定・未定)(江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町)

- (1) 新町に1つの農業委員会を置き、4町の選挙による委員は合併時に新たに選挙し、定数は20人 とする。
- (2) 選任委員については、新たに選任し7人以内とする。
- (3) 選挙による委員の選挙については、2つの選挙区を設け、枠組み、定数配分については合併前 に4町の長が協議して定める。

天北三町村合併協議会(合併予定-合併特例法の最終期日までを目標)(猿払村、浜頓別町、中頓別町)

農業委員会の数は、1委員会とする。

合併特例法における特例措置は適用せず、新たな農業委員会設置の日から50日以内に一般選挙を 行う。

農業委員会委員の総数は、21名以内し、選挙委員の定数は15名とする。

設置時選挙においては、旧町村単位に選挙区を設けることとし、各選挙区の定員は5名とする。 委員の報酬等に関しては、他との均衡を失することなく別に協議して定める。

枝幸歌登合併協議会(合併予定 - 合併特例法の最終期日までを目標)( 枝幸町、 歌 登 町 )

新町における農業委員会等の取り扱いは、次のとおりとする。

- 1 農業委員会の数は、1委員会とする。
- 2 選挙で選出する委員の定数は、14名とする。
- 3 旧町を区域とする選挙区を設け、その配分は、枝幸選挙区8名、歌登選挙区6名とする。
- 4 報酬額等は、他との均衡や合併効率に配慮して別に定める。

#### 9

## 「協議第22号 保健・医療事業の取扱い」資料

## 十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-7 保健・医療事業の取扱い
	1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運
	用する。
	2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等
	について調整する。
	現行のとおり新町に引き継ぐもの
	合併時に統合するもの
調整の内容	合併時に再編するもの
	新町において再編するもの
	3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により合併時に統
	合する。
	6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により合併時に統合する。

区分		調整の具体的内容		
	幕別町	更別村	忠類村	<b>神寺の女体の行</b>
健康増進計画	【まくべつ健康21】	【どんどん元気さらべつ】	該当なし	新町において策定
	・計画の目的	・計画の目的		する。ただし、新計画
	長寿社会における地域住民の	長寿社会における地域住民の		が策定されるまでの
	「健康寿命」の延伸を目的とす	「健康寿命」の延伸を目的とす		間は、現計画を新町に
	る行動計画	る行動計画		引き継ぎ運用する。
	・策定年度 平成14年度	・策定年度 平成15年度		
	・計画期間	・計画期間		
	平成15年度~平成24年度	平成16年度~平成25年度		

	区分		現 況		・調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	調金の具体的内台
健	康教育				
	個別健康教	・内容	・内容	・内容	幕別町の例により
	育	高脂血症、高血圧、耐糖能異常	高脂血症、高血圧	高脂血症	合併時に統合する。
		・対象者	・対象者	・対象者	
		基本健康診査結果、「要指導」	基本健康診査結果、「要指導」	基本健康診査結果、「要指導」	
		の者等	の者等	の者等	
		・実施状況 高脂血症 8名	・実施状況 高血圧 3名	・実施状況 高脂血症 5名	
		・会場	・会場	・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健	対象者の自宅、更別村福祉の里	ふれあいセンター福寿	
		福祉センター	総合センター		
	集団健康教	【病態別健康教育】	【病態別健康教育】	【病態別健康教育】	合併時に再編する。
	育	・対象者	・対象者	・対象者	
		基本健康診査対象者	基本健康診査対象者等	基本健康診査対象者等	
		・実施回数 年1回	・実施回数 年4回	・実施回数 年6回	
		・会場	・会場	・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健	更別村福祉の里総合センター	ふれあいセンター福寿	
		福祉センター			
		【お達者クラブ】	【運動教室】	【運動教室】	
		・対象者 65歳以上の虚弱者	・対象者 16歳以上	・対象者 全住民	
		・実施回数 年8回	・実施回数 年19回	・実施回数 年2回(各6日間)	
		・会場	・会場	・会場	
		幕別北コミュニティセンター、	更別村福祉の里総合センター	ふれあいセンター福寿	
		若草町近隣センター			

	区分		現 況		調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	<b>過度の共体的的</b> 社
健	集団健康教育	【老人福祉センター健康教育】		【骨粗鬆症予防教室】	
康教育	(つづき)	・対象者		・対象者	
育		65歳以上の老人福祉センター		50、60歳代の女性	
$\overline{}$		利用者		・実施回数 年2回	
つづ		・実施回数 年48回		・会場	
<b>き</b>		・会場		ふれあいセンター福寿	
		幕別町老人福祉センター			
		【ころばん塾】		【男の料理教室】	
		・対象者 40歳以上		・対象者 50歳以上の男性	
		・実施回数 年6回		・実施回数 年5回	
		・会場		・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健		ふれあいセンター福寿	
		福祉センター		・個人負担 200円(実費)	
		【男の料理教室】		【レディースクッキング教室】	
		・対象者 50歳以上の男性		・対象者 18~30歳の女性	
		・実施回数 年3回		・実施回数 年3回	
		・会場		・会場	
		百年記念ホール、幕別町保健福		ふれあいセンター福寿	
		祉センター		・個人負担 200円(実費)	
		・個人負担 300~500円(実費)			

	区分		調整の具体的内容		
		幕別町	更別村	忠類村	神聖の兵体的内谷
健	母子健康教育	【離乳食教室】	【離乳食教室】	【離乳食教室】	合併する年度の翌
健康教育		・対象者	・対象者	・対象者	年度に再編する。
育		生後3~4カ月、7~8カ月児	生後3カ月~1歳の乳児及び	生後 4 ~12カ月児及びその	
( (			その保護者	保護者	
つづ		・実施回数 年36回	・実施回数 年3回	・実施回数 年6回	
<b>き</b> )		・会場	・会場	・会場	
			更別村福祉の里総合センター	ふれあいセンター福寿	
		福祉センター	<b>7</b>		
		【子ども食の探検教室】	【クッククラブ】	【幼児栄養教室】	
		・対象者	・対象者	・対象者	
		小学4~6年生	3歳~就学前の幼児及びその	1歳~1歳6カ月の幼児及び	
		・実施回数年4回	保護者	その保護者	
		・会場 百年記念ホール、幕別町保健福	・実施回数年2回	・実施回数 年3回 ・会場	
		日午記念ホール、春別可味健価 社センター	・云塚 更別村福祉の里総合センター	・ <sub>云 场</sub>   ・ ふれあいセンター福寿	
		祖センター	史別的価値の主総合セクター	3041のロビンター個牙	
		  【子どもおやつ作り教室】	【クッキングクラブ】	  【子ども料理教室】	
		・対象者 小学1~6年生	・対象者 小学1~3年生の児童	・対象者 小学3~6年生	
		・実施回数 年2回	及びその保護者	・実施回数 年2回	
		・会場	・実施回数 年1回	・会場	
		百年記念ホール、幕別町保健福	・会場	ふれあいセンター福寿	
		祉センター	更別村福祉の里総合センター		

	区分		調整の具体的内容		
		幕別町	更別村	忠類村	神堂の兵体の194
健	母子健康教育	【親子クッキング教室】	【母と子の育児学級】		
康	(つづき)	・対象者 小学1~3年生及びそ	・対象者		
健康教育		の保護者	生後3カ月~1歳の乳児及び		
$\overline{}$		・実施回数 年1回	その保護者		
ブブ		・会場	・実施回数 年6回		
つづき)		百年記念ホール、幕別町保健福	・会場		
		祉センター	更別村福祉の里総合センター		
		【よちよちサロン】	【 2 歳児育児学級】		
		・対象者	・対象者		
		1 歳児とその保護者	1歳6カ月健康診査終了後、半		
		・実施回数 年12回	年経過の幼児及びその保護者		
		・会場	・実施回数 年6回		
		幕別町保健福祉センター	・会場		
			更別村福祉の里総合センター		
			【子育て広場】		
			・対象者		
			就学前の幼児及びその保護者		
			・実施回数年3回		
			・会場		
			更別村老人保健福祉センター		
			【子育て講演会】		
			・対象者 全住民		
			・実施回数 年1回		
			・会場		
			更別村老人保健福祉センター		

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	<b>神生の女体が行</b>
健康診査				
基本健康診	·対象者 35歳以上	・対象者 30歳以上	・対象者 35歳以上	合併時に再編する。
查	・委託先	・委託先	・委託先	
	結核予防会、帯広厚生病院、	帯広厚生病院	带広厚生病院	
	町内8医療機関			
	・会場	・会場	・会場	
	札内福祉センター、幕別町保健	更別村老人保健福祉センター	ふれあいセンター福寿	
	福祉センター、町内8医療機関			
	・個人負担	・個人負担	・個人負担 1,250円	
	35歳~69歳 1,500円	30歳~69歳 1,300円	(生活保護世帯は無料)	
	ただし、帯広厚生病院委託分に			
	ついては、胃がん・大腸がんを			
	含めた巡回ドックのため5,000			
	円	・対象者 71歳以上	・対象者 35歳以上	
	(70歳以上、生活保護世帯は	・委託先 更別村国保診療所	・委託先 忠類診療所	
	無料)	・会場 更別村国保診療所	・会場 忠類診療所	
		・個人負担の無料	・個人負担の無料	
人間ドック	・対象者 35歳以上	・対象者 40歳以上	・対象者 35歳以上	合併時に再編する。
	・委託先	・委託先	・委託先	
	帯広厚生病院、帯広第一病院、	帯広厚生病院	帯広厚生病院	
	帯広協会病院			
	・個人負担	・個人負担	・個人負担	
	31,500円	18,000円	農協組合員等 20,300円	
			一般住民 24,500円	

	区分		現況		調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	神霊の具体の内台
侵	脳ドック	・対象者 35歳以上	・対象者 40~69歳	該当なし	新町の事業とし
優度診査(いつき)		・委託先	・委託先		て、合併時に再編す
<sup>1</sup> 2	Ž L	帯広厚生病院、帯広第一病院、	北斗病院		る。
		帯広協会病院、北斗病院			
-	) j	・個人負担	・個人負担 10,000円		
10	<del>.</del>	帯広厚生病院及び帯広第一病			
		院 18,000円			
		(第一病院は、人間ドック併用			
		の場合は、5,000円の割引が			
		ある)			
1		帯広協会病院及び北斗病院			
		17,000円			
	成人歯科健康	・対象者 20歳以上及び妊婦	該当なし	該当なし	新町の事業とし
	診査	・委託先 町内10歯科医院			て、合併時に再編す
		・個人負担 600円			る。
		ただし、70歳以上300円			
		(生活保護世帯は無料)			
		F + T + 3 /2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	FLT-1-3 Darte-AA -te-N	V + T + ⊃ (2) (7) (7) + A → ▼	0 W + 2 F + 2 73
	母子健康診査	【妊婦健康診査】	【妊婦健康診査】	【妊婦健康診査】	合併する年度の翌
		・対象者 妊婦	・対象者 妊婦	・対象者 妊婦	年度に再編する。た
		・委託先	・委託先	・委託先	だし、妊婦健康診査
		北海道と道医師会の協定に基づく医療機関	北海道と道医師会の協定に基	北海道と道医師会の協定に基づく医療機関	については、現行の
		づく医療機関	づく医療機関	づく医療機関 無料	とおり新町に引き継
		・個人負担の無料	・個人負担の無料	・個人負担の無料	ぐものとする。

	区分	調整の具体的内容			
		幕別町	更別村	忠類村	神堂の女体の1944
健	母子健康診査	【乳児健康診査】	【乳児健康診査】	【乳児健康診査】	
康診査	(つづき)	・対象者	・対象者	・対象者	
査		生後3カ月児、7カ月児	生後3~4カ月、6~7カ月、	生後 3 ~ 12カ月児	
$\overline{}$			9 ~10カ月、12カ月児		
つづ		・実施回数 年18回	・実施回数 年6回	・実施回数 年6回	
₹		・会場	・会場	・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健	更別村老人保健福祉センター	ふれあいセンター福寿	
		福祉センター			
		【 1 歳 6 カ月児健康診査】	【 1 歳 6 カ月児健康診査】	【1歳6カ月児健康診査】	
		・対象者	・対象者	・対象者	
		1 歳 6 カ月 ~ 1 歳 7 カ月児	1 歳 6 カ月 ~ 1 歳 8 カ月児	1歳6カ月~1歳11カ月児	
		・実施回数 年18回	・実施回数 年4回	・実施回数 年2回	
		・会場	・会場	・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健	更別村老人保健福祉センター	ふれあいセンター福寿	
		福祉センター			
		【 3 歳児健康診査】	【 3 歳児健康診査】	【3歳児健康診査】	
		・対象者	・対象者	・対象者	
		3 歳 0 カ月 ~ 3 歳 2 カ月児	3 歳 0 カ月 ~ 3 歳 2 カ月児	3 歳 0 カ月 ~ 3 歳 6 カ月児	
		・実施回数 年18回	・実施回数 年4回	・実施回数 年2回	
		・会場	・会場	・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健	更別村老人保健福祉センター	ふれあいセンター福寿	
		福祉センター			

	区分		現 況		調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	調金の具体的内台
健	母子健康診査	【歯科健康診査とフッ素塗布】	【幼児歯科健康診査とフッ素塗布】	【歯科健康診査とフッ素塗布	
康鈴	(つづき)			(フッ素洗口)】	
康診査		・対象者	・対象者	・対象者	
$\overline{}$		1 歳~小学 6 年生	1 歳 6 カ月~就学前の幼児	1 歳~小学 4 年生	
つづき		・実施回数 年6回	・実施回数 年4回	・実施回数 年6回	
き		・会場	・会場	・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健	更別村老人保健福祉センター	ふれあいセンター福寿	
		福祉センター			
		・個人負担	・個人負担	・個人負担	
		フッ素塗布した場合 500円	フッ素塗布した場合 500円	無料	
機	能訓練事業	【機能訓練事業】	【機能訓練事業】	【リハビリ教室】	合併する年度の翌
		・対象者	・対象者	・対象者	年度に再編する。
		脳卒中や特定疾患などにより、	脳卒中や疾患、加齢などによ	脳卒中後遺症又は何らかの理	
		身体的に障害があり、機能訓練	る心身の機能低下や障害を持	由で身体が不自由、虚弱にな	
		が必要な者とその家族	ちながら在宅療養生活をして	り訓練が必要な者	
			いる者		
		・実施日時	・実施日時	・実施日時	
		隔週木曜日 13時	毎週金曜日 10時	毎週月曜日 13時30分	
		~ 15時30分	~ 14時30分	~ 15時30分	
		・会場	・会場	・会場	
		幕別町保健福祉センター	更別村老人保健福祉センター	ふれあいセンター福寿	
		・利用料 無料	・利用料 200円	・利用料 無料	

区分		現況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	<b>神罡の其体的内台</b>
検診業務				
肺がん検診	<ul> <li>・対象者 40歳以上</li> <li>・委託先</li> <li>結核予防会、帯広厚生病院</li> <li>・会場</li> <li>札内福祉センター、幕別町保健</li> <li>福祉センター、各地区近隣センター等</li> <li>・個人負担</li> <li>無料</li> </ul>	・対象者 30歳以上 ・委託先 ・表記先 ・本海道対がん協会、帯広厚生病院 ・会場 ・要別村老人保健福祉センター ・個人負担 胸部X線検査 200円 喀痰細胞診検査 500円 (胸部X線検査のみ、70歳以上、 生活保護世帯は無料)	院 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 胸部X線検査 500円 喀痰細胞診検査 900円	合併時に再編する。
胃がん検診	・対象者 35歳以上 ・委託先 結核予防会、帯広厚生病院 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健 福祉センター ・個人負担 胃バリウム検査 1,700円 ただし、帯広厚生病院委託分 は、基本健康診査に含む。 (70歳以上、生活保護世帯は 無料)	・対象者 30歳以上 ・委託先 北海道対がん協会、帯広厚生病 院	・対象者 35歳以上 ・委託先	合併時に再編する。

	区分		現 況		調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	<b>神罡の其体的内台</b>
検診業務 (つづき)	大腸がん検診	・対象者 35歳以上 ・委託先 ・結核予防会、帯広厚生病院 ・会場 ・人内福祉センター、幕別町保健 福祉センター ・個人負担 便潜血検査 500円 ただし、帯広厚生病院委託分 は、基本健康診査に含む。	・対象者 30歳以上 ・委託先 更別村国保診療所、帯広厚生病院 ・会場 更別村国保診療所、更別村老人 保健福祉センター ・個人負担 便潜血検査 500円 ただし、更別村国保診療所委 託分は受診者全員71歳以上の ため無料。	院 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 便潜血検査 800円	合併時に再編する。
	子宮がん検診	・対象者 30歳以上 ・委託先 ・表記分がん協会、帯広市医師会(7医療機関) ・会場 ・人内福祉センター、幕別町保健福祉センター、医療機関 ・個人負担 ・個人負担 ・個がん検診 1,300円 体部がん検診 700円 超音波検診 500円 (70歳以上、生活保護世帯は無料)	・対象者 30歳以上 ・委託先 北海道対がん協会 ・会場	<ul> <li>・対象者 30歳以上</li> <li>・委託先</li> <li>北海道対がん協会</li> <li>・会場</li> <li>ふれあいセンター福寿</li> <li>・個人負担</li> <li>頸部がん検診 1,700円</li> <li>体部がん検診 800円</li> <li>超音波検診 500円</li> <li>(70歳以上、生活保護世帯は無料)</li> </ul>	合併時に再編する。

	区分		現況		調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	<b>神主の女体が行</b>
検	乳がん検診	・対象者 30歳以上	・対象者 30歳以上	・対象者 30歳以上	合併時に再編する。
検診業務		・委託先	・委託先	・委託先	
務		北海道対がん協会、帯広市医師	北海道対がん協会	北海道対がん協会	
		会等(16医療機関)			
(つづき)		・会場	・会場	・会場	
き		札内福祉センター、幕別町保健	更別村老人保健福祉センター	ふれあいセンター福寿	
		福祉センター、医療機関			
		・個人負担	・個人負担	・個人負担	
		視触診 700円	視触診 400円	視触診 1,000円	
		マンモク゛ラフィー 800円	マンモグ ラフィー 1,300円	マンモグ・ラフィー 800円	
		(70歳以上、生活保護世帯は	(視触診のみ、70歳以上、生活		
3		無料)	保護世帯は無料)	無料)	
7	骨粗鬆症検診	・対象者 30歳以上	・対象者 30歳以上	・対象者 35~69歳	合併時に再編する。
		・委託先	・委託先	・委託先	
		北海道対がん協会、帯広厚生病	帯広厚生病院	帯広厚生病院	
		院			
		・会場	・会場	・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健	更別村老人保健福祉センター	ふれあいセンター福寿	
		福祉センター			
		・個人負担 1,000円	・個人負担 900円	・個人負担 600円	
				(生活保護世帯は無料)	

	区分		現 況		調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	<b>一 過年の共体的内台</b>
楨	: 結核検診	・対象者 19歳以上	・対象者 19~29歳及び71歳以	・対象者 15歳以上	合併時に再編する。
<b>杉</b> 彰 著 務			上		
矜		・委託先	・委託先	・委託先	
		結核予防会	带広厚生病院、更別村国保診療 	結核予防会 	
(1113)		· 会場	所	A 15	
2		札内福祉センター、幕別町保健	・会場	<b>・</b> 会場	
		福祉センター、各地区近隣セン	更別村老人保健福祉センター、	ふれあいセンター福寿	
		ター等	更別村国保診療所		
		・個人負担無料	・個人負担無料	・個人負担無料	
	肝炎ウィルス	・対象者	・対象者	・対象者	合併時に再編する。
`	検診	基本健康診査受診者の希望	基本健康診査受診者の40、	基本健康診査受診者の40、	
		者	45、50、55、60、65、70歳	45、50、55、60、65、70歳	
			の希望者	の希望者	
			過去に肝機能異常を指摘さ	過去に肝機能異常を指摘さ	
			れたことがある者	れたことがある者	
			広範な外科的処置を受けた	広範な外科的処置を受けた	
			者及び妊娠・分娩時に多量	者及び妊娠・分娩時に多量	
			出血したことがあり定期的	出血したことがあり定期的	
			に肝機能検査を受けていな	に肝機能検査を受けていな	
			い者	い者	
			基本健康診査において、GPT		
			値が要指導とされた者		

	区分		現 況		調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	調金の具体的内台
杉彰業務	肝炎ウィルス	・委託先	・委託先	・委託先	
当	検診	带広厚生病院、結核予防会	帯広厚生病院、更別村国保診療	带広厚生病院	
			所		
[=		・会場	・会場	・会場	
(1111)		札内福祉センター、幕別町保健	更別村老人保健福祉センター	ふれあいセンター福寿	
5		福祉センター			
		・個人負担	・個人負担	・個人負担	
		HCV抗体・抗原検査、核酸増	HCV抗体・抗原検査、核酸増	HCV抗体・抗原検査 500円	
		幅検査 600円	幅検査 300円	核酸増幅検査 2,000円	
		(70歳以上、生活保護世帯は	ただし、更別村国保診療所受診	(70歳以上、生活保護世帯は	
3		無料)	者(HCV抗体検査) 900円	無料)	
١			(生活保護世帯は無料)		
	エキノコック	・対象者 小学3年生以上	・対象者 小学3年生以上	・対象者 小学 3 年生以上	合併時に再編する。
	ス症検診	・委託先	・委託先	・委託先	
		結核予防会	帯広厚生病院	十勝臨床検査センター	
		・会場	・会場	・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健	更別村老人保健福祉センター	ふれあいセンター福寿	
		福祉センター			
		・個人負担	・個人負担	・個人負担	
		16~69歳 300円	19歳以上 300円	無料	
			(小学3年生、中学2年生は		
		生活保護世帯、70歳以上は	無料)		
		無料)			

	区分		現 況		- 調整の具体的内容	
		幕別町	更別村	忠類村	調定の共体177日	
Ŧ	防接種					
	三種混合	<ul> <li>・対象者</li> <li>生後3~90カ月の乳幼児</li> <li>・実施方法 集団接種</li> <li>・実施月</li> <li>7、8、9、1、2、3月(各月2回)</li> <li>・会場</li> <li>札内福祉センター、幕別町保健福祉センター</li> </ul>	・対象者 生後3~90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 4~3月(通年) ・会場 更別村国保診療所	<ul> <li>・対象者         生後3~90カ月の乳幼児</li> <li>・実施方法 集団接種</li> <li>・実施月         1~6月(各月1回)</li> <li>・会場         忠類診療所</li> </ul>	現行のとおり新町に 引き継ぐものとする。 ただし、実施方法につ いては、新町において 調整する。	
	麻しん	・対象者 生後12~90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 4~3月(通年) ・会場 町内8医療機関	<ul> <li>・対象者</li> <li>生後12~90カ月の乳幼児</li> <li>・実施方法 個別接種</li> <li>・実施月 4~3月(通年)</li> <li>・会場</li> <li>更別村国保診療所</li> </ul>	<ul> <li>対象者</li> <li>生後12~90カ月の乳幼児</li> <li>実施方法 個別接種</li> <li>実施月 9、10月</li> <li>会場</li> <li>忠類診療所</li> </ul>	現行のとおり新町に 引き継ぐものとする。	
	風しん	<ul> <li>・対象者 生後12~90カ月の乳幼児</li> <li>・実施方法 個別接種</li> <li>・実施月 4~3月(通年)</li> <li>・会場</li> <li>町内8医療機関</li> </ul>	・対象者 生後12~90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 4~3月(通年) ・会場 更別村国保診療所	・対象者 生後12~90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 11月(1回) ・会場 忠類診療所	現行のとおり新町に 引き継ぐものとする。 ただし、実施方法につ いては、新町において 調整する。	

	区分		現況		調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	<b>神霊の共体的内台</b>
予	ポリオ	・対象者	・対象者	・対象者	現行のとおり新町に
防护		生後3~90カ月の乳幼児	生後3~90カ月	生後3~90カ月	引き継ぐものとする。
予 防 接 種		・実施方法 集団接種	・実施方法 集団接種	・実施方法 集団接種	
		・実施月	・実施月	・実施月	
つづ		4、10月(各月2回)	5、10月(各月1回)	5、9月(各月1回)	
き		・会場	・会場	・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健	更別村国保診療所	忠類診療所	
		福祉センター			
	BCG	・対象者	・対象者	・対象者	現行のとおり新町に
		生後3カ月~4歳未満	生後3カ月~4歳未満	生後3カ月~4歳未満	引き継ぐものとする。
		・実施方法 集団接種	・実施方法 集団接種	・実施方法 集団接種	
		・実施月	・実施月	・実施月	
		5、11月(各月2回)	4、9、12月(各月1回)	6月(1回)	
		・会場	・会場	・会場	
		札内福祉センター、幕別町保健	更別村国保診療所	忠類診療所	
		福祉センター			
	学童二種混	・対象者 小学 6 年生	・対象者 小学6年生	・対象者 小学 6 年生	現行のとおり新町に
	合	・実施方法 集団接種	・実施方法 個別接種	・実施方法 集団接種	引き継ぐものとする。
		・実施月	・実施月	・実施月	ただし、実施方法につ
		7~8月	7~8月	10月	いては、新町において
		・会場	・会場	・会場	調整する。
		札内福祉センター、幕別町保健	更別村国保診療所	忠類小学校	
		福祉センター、各へき地診療所			

	区分	現 況					<b>卸敕</b> の	)具体的内容	
		幕员	別町		更別村		忠類村	明定り	/ 英体的/ 10 合
=	高齢者イン	・対象者		・対象者		・対象者		現行の	とおり新町に
子防接種	j フルエンザ	65歳以上		65歳以」	_	65歳以」	Ė	引き継く	゛ものとする。
接		60歳以上~	・65歳未満で、心	60歳以.	上~65歳未満で、心	60歳以.	上~65歳未満で、心	ただし、	実施方法につ
13	<u> </u>	臓、腎臓、叩	呼吸器の機能又は	臓、腎臓	域、呼吸器の機能又は	臓、腎臓	蔵、呼吸器の機能又は	いては、	新町において
(11)		ヒト免疫不	全ウイルスによ	ヒト免犯	<b>疫不全ウイルスによ</b>	ヒト免り	<b>疫不全ウイルスによ</b>	調整する	0
á		る免疫機能	に障害のある者	る免疫機	<b>幾能に障害のある者</b>	る免疫機	機能に障害のある者		
$\overline{}$		・実施方法 個	別接種	・実施方法	個別接種	・実施方法	集団接種・個別接種		
		・実施月 10	~ 12月	・実施月	10~3月	・実施月	11~12月		
		・会場 委	託医療機関等	・会場	委託医療機関等	・会場	ふれあいセンター福		
							寿、医療機関等		
၃ ဂ		・個人負担 1,0	000円	・個人負担	1,000円	・個人負担	1,000円		
ויי		(生活保護世	帯は無料)	(生活保証	護世帯は無料)	(生活保証	護世帯は無料)		
				村外医療機	<b>機関で接種した場合、</b>	村外医療	機関等で接種した場		
				•	限度に1,000円を超	合は、1,0	00円を助成		
				える金額を	E助成				
ιÌ	ぃのデイケア	該当なし		・目的		該当なし		新町の	事業として、
					いの健康問題をもち、			合併時に	再編する。
				日常生活等	<b>穿に支障をきたして</b>				
				いる在宅都	省の支援等を行う				
				・実施日時					
					く曜日 10時~12時				
				・会場					
				更別村福祉	Lの里総合センター				
				・個人負担	100円 (お茶代)				

区分		現 況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	一 明定の共体的合
診療所	【幕別町へき地診療所】	【更別村国民健康保険診療所】	【忠類診療所】	現行のとおり新町に
	新和診療所(新和近隣センター	施設の状況	施設の状況	引き継ぐものとする。
	併設 )	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建	
	施設の状況	814.05m²	408.41 m²	
	木造平屋建 15.39㎡	平成16年度改築予定		
	日新診療所(日新近隣センター	鉄筋コンクリート造平屋建		
	併設 )	1,515.61m²		
	施設の状況			
	木造平屋建 16.2㎡			
	駒畠診療所 ( 駒畠公民館併設 )			
	施設の状況			
	鉄骨コンクリート造平屋建14.0㎡			
	古舞診療所(古舞近隣センター			
	併設 )			
	施設の状況			
	木造平屋建 14.6㎡			
	糠内診療所(南幕別老人交流館			
	併設)			
	施設の状況			
	鉄筋コンクリート造平屋建 14.1㎡			
	・診療科目	・診療科目	・診療科目	
	内科、小児科	内科、小児科	内科、小児科、消化器科	
	・入院施設	・入院施設 19床(一般2床、医	・入院施設	
	該当なし	療療養型 3 床、介護	該当なし	
		療養型14床)		

	. /)				餌敷の目体的内容
診療所	区分	幕別町	更別村	忠類村	神堂の共体的内台
	( つづき )	京師 ・診療所 毎間が療所 毎週が療用の13時~14時 日の13時~14時 時間の13時~14時 時間の13時~14時 時間の13時~14時 時間の13時~14時 時間の13時~14時 を変がでする。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	更別村 ・診療日時 毎週月~金曜日 9時~16時30分 (休日・夜間も対応している) ・運営方法 公設公営 ・職員体制 医師2名(委託)、事務職員 6名、看護師6名、介護士6名 ・平成14年度診療実績 入院 6,301名 外来 15,697名	忠類村 ・診療日時 毎週月~金曜日 9時~17時 ただし、火、木曜日について は、9時から12時 (夜間診療 毎週水曜日17時 30分~19時受付) ・運営方法 公設民営 ・職員体制 医第1名、看護師1名、事務職員1名 ・平成14年度診療実績 外来 11,199名	調整の具体的内容

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村	神堂の共体的内台
診療所(つづき)	・使用料	・使用料	・使用料	
	該当なし	寝具~1日600円	該当なし	
		電気器具~		
		ア.消費電力の少ないもの		
		1 日30円		
		イ.消費電力の大きいもの		
		1 日50円		
		付添者給食料~		
		診療報酬点数表の給食料金		
	・手数料	・手数料	・手数料	
	該当なし	健康診断料~	該当なし	
3		診療報酬初診料の額		
<b>~</b>		死体検案料~ 4,500円		
		一般診療~ 1 点単価20円		
		自賠責診療~1点単価12円		
		労災診療~		
		1 点単価11円50銭		
		予防接種料~1点単価10円		
		上記の点数は健康保険法		
		規定点数による		
		診断書料~		
		ア.疾病、健康、死亡等		
		1 通 1,000円		
		1.年金、後遺症等		
		1通 3,000円		

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村	<b>祠罡の兵体的内台</b>
診療所(つづき)		諸証明~		
		7.通院、入院、医療費支払等		
		1 通1,000円		
		イ. 交通事故医療、医療費明細		
		1 通3,000円		
歯科診療所	該当なし	【更別村歯科診療所】	【忠類歯科診療所】	現行のとおり新町に
			(忠類村コミュニティセンター併設)	引き継ぐものとする。
		***************************************	***************************************	
		施設の状況	施設の状況	
		鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造平屋建	
		339.38㎡ (内、医師住宅部分	223 . 42 m²	
		178.97m²)		
		・診療日時	・診療日時	
		毎週月~金曜日 9時~17時	毎週月~金曜日 9時~17時	
		(夜間診療 毎週水曜日	ただし、毎週水曜日は9時	
		18時~20時)	~ 16時	
		・運営方法 公設民営	・運営方法 公設民営	
		・職員体制	・職員体制	
		医師 1 名、歯科助手兼事務職員	医師1名、歯科技工士1名、	
		4名	歯科助手2名、事務職員1名	
		・平成14年度診療実績	・平成14年度診療実績	
		4,924名	4,377名	

区分		現況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	<b>神田の女体の行行</b>
老人医療費助成	・対象者	・対象者	・対象者	現行のとおり新町に
事業	昭和14年7月31日以前に出生	幕別町と同一	幕別町と同一	引き継ぐものとする。
	し70歳未満である者で、老人単			
	身世帯、老人夫婦世帯等に属			
	し、本人及び子どもが所得要件			
	等を満たすもの。			
	・助成対象となる医療費	・助成対象となる医療費	・助成対象となる医療費	
	対象者の疾病等に係る医療保	幕別町と同一	幕別町と同一	
	険による医療に要する費用の			
,	額から医療保険による給付の			
	額等を控除した額			
	・自己負担額	・自己負担額	・自己負担額	
	医療に要する費用の額の1割	幕別町と同一	幕別町と同一	
	相当額(一定以上所得者は2割			
	相当額 ) 入院時の食事の標準			
	負担額等			
	・制度の廃止	・制度の廃止	・制度の廃止	
	平成20年3月31日をもって制	幕別町と同一	幕別町と同一	
	度を廃止する。			
	(平成16年8月1日現在)	(平成16年8月1日現在)	(平成16年8月1日現在)	

区分		現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村	<b>神田の女体の行</b>	
重度心身障害者	・対象者	・対象者	・対象者	幕別町及び更別村の	
医療費助成事業	次の 又は に該当する者で、	幕別町と同一	幕別町と同一	例により合併時に統合	
	本人及び本人の生計維持者が			する。	
	所得要件を満たすもの。				
	身体障害者手帳 1 級、 2 級、				
	3級(内部障害に限る)の者				
	療育手帳 A 判定などの重度				
	の知的障害者				
	ただし、老人医療受給対象者等				
	(自己負担割合が1割の者に				
	限る)で市町村民税課税世帯に				
	属する者は助成対象外				
	・助成対象となる医療費	・助成対象となる医療費	・助成対象となる医療費		
	対象者の疾病等に係る医療保	幕別町と同一	幕別町と同一		
	険による医療に要する費用の				
	額から医療保険による給付の				
	額等を控除した額				
	・自己負担額	・自己負担額	・自己負担額		
	対象者が 3 歳未満及び市町	幕別町と同一	対象者が3歳未満及び市町		
	村民税非課税世帯に属する		村民税非課税世帯に属する		
	場合~初診時一部負担金、入		場合~入院時の食事の標準		
	院時の食事の標準負担額等		負担額等		

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	明定の芸体がは仕
重度心身障害者	対象者(3歳未満を除く)が		幕別町と同一	
医療費助成事業	市町村民税課税世帯に属す			
(つづき)	る場合~医療に要する費用			
	の額の1割相当額(月額上限			
	あり ) 入院時の食事の標準			
	負担額等			
	(平成16年10月1日現在)	(平成16年10月1日現在)	(平成16年10月1日現在)	

区分		現 況			
	幕別町	更別村	忠類村	<b>門走の共体的で</b>	
ひとり親家庭等	・対象者	・対象者	・対象者	幕別町及び更別村の	
医療費助成事業	ひとり親家庭等の母又は父及	幕別町と同一	幕別町と同一	例により合併時に統合	
	び児童(20歳に達した日の属す			する。	
	る月の末日までに限る)で、母				
	又は父及び母(父)の生計維持				
	者が所得要件を満たすもの。				
	・助成対象となる医療費	・助成対象となる医療費	・助成対象となる医療費		
	対象者の疾病等に係る医療保	幕別町と同一	幕別町と同一		
	険による医療に要する費用の				
	額から医療保険による給付の				
	額等を控除した額。ただし、母				
	又は父は、入院及び訪問看護に				
	限る。				
	・自己負担額	・自己負担額	自己負担額		
	対象者が3歳未満及び市町	幕別町と同一	対象者が3歳未満及び市町		
	村民税非課税世帯に属する		村民税非課税世帯に属する		
	場合~初診時一部負担金、入		場合~入院時の食事の標準		
	院時の食事の標準負担額等		負担額等		
	対象者(3歳未満を除く)が		幕別町と同一		
	市町村民税課税世帯に属する場合の原本に要する場合の				
	る場合~医療に要する費用				
	の額の1割相当額(月額上限				
	あり) 入院時の食事の標準				
	負担額等	(亚珠16年10日 1 口珥左)	(平成16年10日1日現在)		
	(平成16年10月1日現在)	(平成16年10月1日現在)	(平成16年10月1日現在)		

区分		現況		- 調整の具体的内容	
E 71	幕別町	更別村	忠類村	型でいた (大 (大 (大 ) ( ) ( ) ( )	
乳幼児医療費助	・対象者	・対象者	・対象者	幕別町の例により合	
成事業	6歳に達する日以後の最初の	6 歳に達する日以後の最初の	幕別町と同一	併時に統合する。	
	3 月31日までの乳幼児。ただ	3 月31日までの乳幼児			
	し、平成13年4月1日以降に出	(所得要件なし)			
	生した者は、生計維持者が所得				
	要件を満たすものに限る。				
	・助成対象となる医療費	・助成対象となる医療費	・助成対象となる医療費		
	対象者の疾病等に係る医療保	幕別町と同一	幕別町と同一		
	険による医療に要する費用の				
	額から医療保険による給付の				
	額等を控除した額				
	・自己負担額	・自己負担額	・自己負担額		
	対象者が 3 歳未満及び市町	幕別町と同一	幕別町と同一		
	村民税非課税世帯に属する				
	場合~入院時の食事の標準				
	負担額等				
	対象者(3歳未満を除く)が	対象者(3歳未満を除く)が	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	市町村民税課税世帯に属す	市町村民税課税世帯に属す	市町村民税課税世帯に属す		
	る場合~医療に要する費用	る場合~入院時の食事の標	る場合~入院時の食事の標		
	の額の1割相当額(月額上限	準負担額等	準負担額等		
	あり ) 入院時の食事の標準				
	負担額等				
	(平成16年10月1日現在)	(平成16年10月1日現在)	(平成16年10月 1 日現在)		

#### 保健・医療事業の取扱いに関する法令

#### ○健康增進法(平成14年法律第103号)

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(国民の責務)

第2条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

(都道府県健康増進計画等)

- 第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する 施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとす る。
- 2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

#### 〇母子保健法(昭和40年法律第141号)

(目的)

第2条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、 医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第5条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前3条に規定する母子保健の理念が具現されるよう に配慮しなければならない。

(知識の普及)

第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

### (保健指導)

第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、 出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師 について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

### (新生児の訪問指導)

- 第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると 認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問さ せ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第19条の規定による指 導が行われるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

### (健康診査)

- 第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。
- (1) 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- (2) 満3歳を超え満4歳に達しない幼児
- 2 前項の厚生労働省令は、健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第1項に規定する健康診査等指針(第16条第4項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。
- 第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

### (栄養の摂取に関する援助)

第14条 市町村は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

## (妊娠の届出)

第15条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

#### (妊産婦の訪問指導等)

- 第17条 第13条の規定による健康診査を行つた市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。
- 2 市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病 につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければな らない。

## 〇予防接種法(昭和23年法律第68号)

(法律の目的)

第1条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(用語の定義・予防接種を行う疾病の範囲)

- 第2条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病 の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することを いう。
- 2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病(以下「一類疾病」という。)は、次に掲げるものとする。
  - (1) ジフテリア
  - (2) 百日せき
  - (3) 急性灰白髄炎
  - (4) 麻しん
  - (5) 風しん
  - (6) 日本脳炎
  - (7) 破傷風
  - (8) 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病
- 3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病(以下「二類疾病」という。) は、インフルエンザとする。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

## ○結核予防法(昭和26年法律第96号)

(目的)

第1条 この法律は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによつ て、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

- 第2条 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

(定期の予防接種)

### 第13条

4 市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政 令で定める定期において、保健所長(特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県 知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反 応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

## 先進事例

# **潮来市(茨城県)**

検診の実施方法については、当面現行どおりとし、合併後3年以内に住民が選択できるものとする。ただし、対象者、費用については合併時に潮来町の制度に統一。

# 高士河口湖町(山梨県)

保健衛生関係事業については、当面現行のとおり継続して実施するが、実施方法及び費用については、新町において段階的に統一に向けた調整をする。

# 黒潮市(高知県 合併予定-平成17年3月1日)

- 1 老人保健事業については、継続を基本に合併時までに調整する。
- 2 母子保健事業については、継続を基本に合併時までに調整する。
- 3 予防接種事業については、須崎市の例により調整する。
- 4 医療費助成事業については、須崎市の例により調整する。
- 5 その他保健衛生事業については、継続を基本に合併時までに調整する。

# 柴田市(宮城県 合併予定-平成17年3月31日以前を目標)

- 1 各種健康診査事業については、合併時に事業内容を調整し、対象者及び個人負担金等を統 一する。
- 2 予防接種事業については、接種方法等を関係機関と協議する。また、個人負担金について は、合併時に統一する。
- 3 結核予防事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、 合併時に調整する。
- 4 妊産婦保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、合併時に調整する。
- 5 乳幼児健診事業及び乳幼児相談事業については、合併時に実施内容等を調整する。
- 6 健康相談・健康教育・訪問指導事業については、合併時に実施内容等を調整する。
- 7 健康づくりに関する委員会等については、新市において新たに設置する。また、食生活改善推進団体については、新市との一体性を保つため、合併時に統合できるよう調整に努める。

# 「協議第23号 農林水産関係事業の取扱い」資料

# 十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22 - 14 農林水産関係事業の取扱い
	1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町におい
	て策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。
	2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試
	験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。
	3 標準小作料については、新町において再編する。
	4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き
	継ぐものとする。
	5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。
	6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。
調整の内容	7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの
	間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
	8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新
	町において調整する。
	9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町
	に引き継ぎ運用する。
	10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運
	用する。
	11 町村有林整備事業については、新町において再編する。
	12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分		現況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	過差の共体的が合
農業振興地域整備計画	<ul><li>・地域指定 昭和45年10月</li><li>・策定年度 昭和46年度</li><li>・農業振興地域面積 32,719ha</li><li>うち農用地面積 18,846ha</li></ul>	<ul><li>・地域指定 昭和46年9月</li><li>・策定年度 昭和46年度</li><li>・農業振興地域面積 17,073ha</li><li>うち農用地面積 12,606ha</li></ul>	<ul><li>・地域指定 昭和48年3月</li><li>・策定年度 昭和48年度</li><li>・農業振興地域面積 9,385ha</li><li>うち農用地面積 4,388ha</li></ul>	新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

		租 況	現 況		
区分	幕別町	更別村		調整の具体的内容	
農業経営基盤強	・策定年度 平成 6 年度	・策定年度 平成6年度	・策定年度 平成 6 年度	新町において策定す	
化の促進に関す	・構想内容	・構想内容	・構想内容	る。ただし、新構想が	
る基本構想	農業経営基盤の強化の目標	農業経営基盤の強化の目標	農業経営基盤の強化の目標	策定されるまでの間	
	効率的かつ安定的な農業経	効率的かつ安定的な農業経	効率的かつ安定的な農業経	は、現構想を新町に引	
	営の指標	営の指標	営の指標	き継ぎ運用する。	
	農用地の利用の集積の目標	農用地の利用の集積の目標	農用地の利用の集積の目標		
	農業経営基盤強化促進事業	農業経営基盤強化促進事業	農業経営基盤強化促進事業		
	農地保有合理化事業	農地保有合理化事業	農地保有合理化事業		
地域農業マスタ	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	新町において策定す	
ープラン	・プラン内容	・プラン内容	・プラン内容	る。ただし、新プラン	
	経営・生産の総合的な振興	経営・生産の総合的な振興	経営・生産の総合的な振興	が策定されるまでの間	
	効率的かつ安定的な農業経	効率的かつ安定的な農業経	効率的かつ安定的な農業経	は、現プランを新町に	
	営の基本指標及び育成・確保	営の基本指標及び育成・確保	営の基本指標及び育成・確保	引き継ぎ運用する。	
	方針	方針	方針		
	多様な担い手の育成・確保方	多様な担い手の育成・確保方	多様な担い手の育成・確保方		
	針	針	針		
	女性農業者の育成・参画推進	女性農業者の育成・参画推進	女性農業者の育成・参画推進		
	方針	方針	方針		
	高齢者対策推進方針	   高齢者対策推進方針	高齢者対策推進方針		
	新規就農対策推進方針	新規就農対策推進方針	新規就農対策推進方針		
	担い手への農用地の利用集	担い手への農用地の利用集	担い手への農用地の利用集		
	積方針	積方針	看方針		
	主要作物の生産振興方針	主要作物の生産振興方針	主要作物の生産振興方針		
	経営・生産体制として必要な	経営・生産体制として必要な	経営・生産体制として必要な		
	各種事業の導入方針	各種事業の導入方針	各種事業の導入方針		
	活動計画	活動計画	活動計画		
	/H±2/H1 ==	/H±//H1 🖂	/H±//H1 F3		

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	<b>神罡の共体的内</b>
農畜産物加工実	【幕別ふるさと味覚工房】	【ふるさと館食品加工研修室】	該当なし	現行のとおり新町に
習施設	・設置年月	・設置年月		引き継ぐものとする。
	平成 7 年12月	平成9年9月	類似施設	
	・利用日及び時間	・利用日及び時間	忠類村農畜産物食品加工施設	
	火曜日・祝祭日・年末年始以外	月曜日・年末年始以外の日の	(忠類村農協所有)	
	の日の 9 時から17時	9 時から21時	・設置年月 平成3年11月	
		(ただし、土・日・祝祭日は17	・利用日及び時間	
		時まで)	日曜日・祝祭日以外の日の	
	・管理形態	・管理形態	8 時30分~18時	
	町直営(指導員 2名)	村直営(指導員 1名、	・管理形態	
2		ふるさと館職員)	忠類村農協の管理運営	
	・利用実績	・利用実績	・利用実績	
	1,233人(平成14年度)	1,117人(平成14年度)	504人(平成14年度)	

	区分		現 況	調整の具体的内容
		幕別町	更別村	<b>神生の女体的が</b>
Î	農作物試験展示	·試験開始年度 平成5年度	・試験開始年度 平成元年度 該当なし	現行のとおり新町に
	圃場	・面積 67,937㎡	・面積 15,000㎡	引き継ぐものとする。
		・主な試験内容	・主な試験内容	ただし、施設のあり方
		薬剤比較試験	農業試験場からの委託試験	については、新町にお
		施肥試験	農協、普及センター等関係機	いて調整する。
		かん水試験	関の持ち寄り試験	
		栽培試験	緊急的課題解消試験	
		農協、普及センター等関係機		
		関の持ち寄り試験		
		・管理形態	・管理形態	
42		町直営(職員 2名)	農業経営・生産対策推進会議	
<sup>'`</sup> ا			が管理運営(職員 2名)	
ļ	1 <del></del>	1 - 14 - 17		
	標準小作料	・標準額	・標準額・標準額	新町において再編す
		田 上 13,000円	畑 更別地区 7,100円 畑(村内一円) 上 6,100円	る。
		中 9,000円	勢雄地区 6,600円 中 4,700円	
		下 5,000円	上更別地区 6,100円 下 3,900円	
		畑	更南地区 5,600円	
		低台地区 上 11,000円		
		中 9,000円		
		下 6,000円		
		高台地区 上 9,000円		
		中 6,000円		
		下 4,000円		

	区分				調整の具体的内容
	区方	幕別町	更別村	忠類村	調整の具体的内容
	農業後継者育成	該当なし	該当なし	・貸付対象	合併時に廃止する。
	奨学金貸付事業			修学に必要な資金	ただし、合併前に決定
				・貸付対象者	した貸付については、
				専門学校又は大学等に進学す	新町に引き継ぐものと
				る者	する。
				・貸付金 月額20,000円	
				・償還	
				貸付完了の翌月から8年以内	
				の半年賦償還	
				・貸付利率の無利子	
				・償還金の免除	
3				学校卒業後3年以内に農業従	
				事し下記に該当する場合	
				農業従事期間5年以上	
				貸付金額の2分の1免除	
				農業従事期間10年以上	
L	PT 31/	(2) (1) 1 fr	ALM I. I	貸付金額の全額を免除	+c=+ = + = = =
	農業ゆとりみら	・貸付対象	該当なし	該当なし	新町の事業として、
	い総合資金貸付	農業経営に必要な事業に係る			合併時に再編する。
ľ	事業	資金(農業生産に必要な施設の			
		建設に要する経費など)			
		・貸付対象者 農業団体等			
		・貸付限度額 最大50,000千円			
		・償還期限 最大 15年			
		・貸付利率(平成14年度実績)			
		無利子~1.47%			
L					

区分	現況			・調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	<b>前型の具体的内台</b>
結婚祝金	該当なし	【農業後継者結婚祝金事業】	該当なし	現行のとおり新町に
		・対象者		引き継ぐものとする。
	(財)幕別町農業振興公社がグ	村内に住所を有し、農業を営	定住化促進事業において、結婚	ただし、平成18年3月
	リーンパートナー対策事業に	む後継者で村内に従事して	祝金の制度あり	31日をもって廃止す
	おいて、農業後継者の結婚を祝	いる者	村民同士 10,000円	る。
	す事業を実施している。	村内で独立して農業を営み	いずれか新規村民	
	・新婚者の集い	又は営むこととなった者で、	20,000円	
	昼食を兼ねて、新婚者を激励	村内に住所を有し又は住所	なお、本事業は平成18年3月31	
	する集い	を有することとなった者	日で失効する。	
	・記念品の贈呈	・結婚祝金 50,000円		
	宿泊券(幕別温泉ホテル緑			
	館)			

		現 況		
区分	# Dulmin		LT *** T T	調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
酪農・肉用牛近	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	新町において策定す
代化計画	・計画期間 平成13年度	・計画期間 平成13年度	・計画期間 平成13年度	る。ただし、新計画が
	~ 平成22年度	~ 平成22年度	~平成22年度	策定されるまでの間
	・計画内容	・計画内容	・計画内容	は、現計画を新町に引
	生乳の生産数量、乳牛、肉用	生乳の生産数量、乳牛、肉用	生乳の生産数量、乳牛、肉用	き継ぎ運用する。
	牛の飼養頭数目標	牛の飼養頭数目標	牛の飼養頭数目標	
	酪農経営、肉用牛経営の改善	酪農経営、肉用牛経営の改善	酪農経営、肉用牛経営の改善	
	目標	目標	目標	
	乳牛、肉用牛の飼養規模拡大	乳牛、肉用牛の飼養規模拡大	乳牛、肉用牛の飼養規模拡大	
	の措置	の措置	の措置	
	飼料自給率の向上の措置	飼料自給率の向上の措置	飼料自給率の向上の措置	
	生乳生産者の集乳施設整備、	生乳生産者の集乳施設整備、	生乳生産者の集乳施設整備、	
	集乳の合理化の措置又は肉	集乳の合理化の措置又は肉	集乳の合理化の措置又は肉	
	用牛の共同出荷、流通の合理	用牛の共同出荷、流通の合理	用牛の共同出荷、流通の合理	
	化の措置	化の措置	化の措置	
	酪農及び肉用牛生産の近代	酪農及び肉用牛生産の近代	酪農及び肉用牛生産の近代	
	化を図るために必要な事項	化を図るために必要な事項	化を図るために必要な事項	
飼料増産推進計	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	新町において策定す
画	・計画期間 平成13年度	・計画期間 平成13年度	・計画期間 平成13年度	る。ただし、新計画が
	~ 平成22年度	~ 平成22年度	~ 平成22年度	策定されるまでの間
	・計画内容	・計画内容	・計画内容	は、現計画を新町に引
	飼料自給率向上方策	飼料自給率向上方策	飼料自給率向上方策	き継ぎ運用する。
	飼料増産目標設定	飼料増産目標設定	飼料増産目標設定	
	飼料増産の推進方策	飼料増産の推進方策	飼料増産の推進方策	

区分	幕別町	更別村	忠類村	調整の具体的内容
町村有牧場	【幕別町育成牧場】	【更別村営牧場】	【忠類村営放牧利用施設】	現行のとおり新町に
	・地区数 1 地区	· 地区数 1 地区	<ul><li>・地区数 5 地区</li></ul>	引き継ぐものとする。
	・運営主体  町直営	・運営主体が直営	  ・運営主体 村直営	ただし、施設のあり方
	・牧場面積 397.6ha	・牧場面積 317.4ha	・牧場面積 812.0ha	については、統廃合を
	・草地面積 237.4ha	・草地面積 237.2ha	・草地面積 515.0ha	含め、新町において調
	・入牧可能頭数 650頭	・入牧可能頭数 750頭	・入牧可能頭数 1,000頭	整する。
	・入牧畜種 乳用牛、肉用牛、農	・入牧畜種 乳用牛、雌馬	・入牧畜種 乳用牛	
	用雌馬及びその仔			
	馬			
	・管理人 5 名配置	・管理人 6名配置	・管理人 9名配置	
農業農村整備	・策定年度 平成3年度	・策定年度 平成3年度	・策定年度 平成3年度	新町において策定す
事業管理計画	毎年度ローリング	毎年度ローリング	毎年度ローリング	る。ただし、新計画が
	・計画概要	・計画概要	・計画概要	策定されるまでの間
	農業農村整備事業が構造政策、	農業農村整備事業が構造政策、	農業農村整備事業が構造政策、	は、現計画を新町に引
	農村活性化施策など農業・農村	農村活性化施策など農業・農村	農村活性化施策など農業・農村	き継ぎ運用する。
	における各種施策を具体化し	における各種施策を具体化し	における各種施策を具体化し	
	誘導する中核的事業として、そ	誘導する中核的事業として、そ		
	の役割を担うための整備実行	の役割を担うための整備実行	の役割を担うための整備実行	
	計画	計画	計画	
	・対象事業	・対象事業	・対象事業	
	国営、道営、団体営等の各種土	国営、道営、団体営等の各種土	国営、道営、団体営等の各種土	
	地改良事業	地改良事業	地改良事業	

区分		現 況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	神能の共体的内容
森林整備計画	・策定年度 平成15年度	・策定年度 平成15年度	・策定年度 平成15年度	新町において策定す
	・計画期間 平成16年度	・計画期間 平成16年度	・計画期間 平成16年度	る。ただし、新計画が
	~ 平成25年度	~ 平成25年度	~ 平成25年度	策定されるまでの間
	・森林面積	・森林面積	・森林面積	は、現計画を新町に引
	町有林 1,195.20ha	村有林 1,227.60ha	村有林 1,125.36ha	き継ぎ運用する。
	私有林 7,048.80ha	私有林 1,072.08ha	私有林 2,083.32ha	
	道有林 331.00ha	計 2,299.68ha	道有林 3,561.00ha	
	計 8,575.00ha		計 6,769.68ha	
	・計画内容	・計画内容	・計画内容	
	森林整備の方向	森林整備の方向	森林整備の方向	
	森林施業の方法	森林施業の方法	森林施業の方法	
	森林施業の合理化	森林施業の合理化	森林施業の合理化	
	その他森林の整備及び保全	その他森林の整備及び保全	その他森林の整備及び保全	
	のために必要な事項	のために必要な事項	のために必要な事項	
町村有林整備事	・町有林面積 1,236.36ha	・村有林面積 1,227.60ha	・村有林面積 1,132.16ha	新町において再編す
業	(うち豊頃町内分41.16ha)		(うち大樹町内分6.80ha)	る。
	直営林 1,193.48ha	直営林 1,227.60ha	直営林 1,072.44ha	
	分収林 42.88ha		分収林 59.72ha	
	・施業方法	・施業方法	・施業方法	
	森林整備計画に基づき施業	森林整備計画に基づき施業	森林整備計画に基づき施業	
育苗センター	該当なし	該当なし	・面積 12.19ha	現行のとおり新町に
			・造林用苗木の生産	引き継ぐものとする。
			350,000本(年間)	
			・樹種 アカエゾマツ、トドマツ	
			・管理	
			忠類村森林組合に委託	

○農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

#### (目的)

第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが 必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進す るための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な 利用に寄与することを目的とする。

#### (農業振興地域の整備の原則)

第2条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行うものとする。

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

- 第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある 市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地 域整備計画を定めなければならない。
- 2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内に ある土地の農業上の用途区分
- (2) 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- (2)の2 農用地等の保全に関する事項
- (3) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項
- (4) 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- (4)の2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- (5) 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等 又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの
- (6) 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

#### (農業振興地域整備計画の基準)

- 第10条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第4条第3 項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的 社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な 事項を一体的に定めるものでなければならない。
- 2 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設 に関する基本構想に即するものでなければならない。

## 先進事例

## 南アルプス市(山梨県)

#### 農林基盤整備事業の受益者負担の取扱い

農林基盤整備事業の受益者負担の取扱いについては、継続事業は現行の負担率で引き継ぎ、新 規事業は事業採択時に新市において調整することとし、調整方針は次のとおりとする。

(1) 災害復旧事業の農地 工事費に対し補助残の 25%

(2) 県単土地改良事業 工事費に対し5%

(3) その他の土地改良事業 工事費に対し補助残の 10%

農林業振興の一体的取扱い

農林業振興の一体的取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 若草町で実施している「転作特別奨励金」については、新市における転作面積の配分方法と併せて検討する。
- (2) 農振農用地区域については現行のとおり移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」と併せて調節する。
- (3) 農業経営基盤強化については、新市において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する。また、継続的事業については、新市に引き継ぐ。
- (4) 遊休農地保全対策については、新市において検討協議会等を設置して新たな施策を定める。
- (5) 農業後継者育成資金の貸付については、当面有利な融資条件に合わせることとし、新市施行後、新たな基準を検討する。
- (6) 森林整備計画については、地域の実情を踏まえる中で、新市の計画を策定する。

#### 農林十木事業の取扱い

農林土木事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 土地改良事業に係る単独補助については、合併時に廃止し新市において新たに検討する。
- (2) 土地改良事業の継続事業については、現行の補助率で新市に引継ぎ、新規事業の補助率 は事業採択時に新市において調整する。
- (3) 農道及び林道については、現状のまま新市に引き継ぐ。

# 富士河口湖町(山梨県)

- (1) 農業基本構想については、新町において旧町村の基本構想を基に策定する。
- (2) 農業振興地域については、新町でのエリア構成による見直しを図る。また、遊休農地解消事業については、新町において引き続き実施する。
- (3) 農林水産関係の継続事業については、新町において調整を図り、引き続き実施する。
- (4) 農道及び林道については、現行のとおり新町の農道及び林道として維持管理する。
- (5) (略)

### かほく市(石川県)

- 1 農業振興計画等については、新市において新たに策定する。ただし、新計画ができるまでの 間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。
- 2 農業経営基盤強化促進事業については、宇ノ気町の例による。
- 3 農業近代化資金利子補給事業については、高松町の例による。
- 4 中山間地域等直接支払事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 標準小作料については、新市において調整する。ただし、新市の標準小作料ができるまでの 間は、現行のとおり新市において取り扱うものとする。
- 6 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 農林関係事業負担率については、合併時に調整する。
- 8 生産調整については、合併後新市において調整する。
- 9 農道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 10 市町村森林整備計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。
- 11 林道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 12 有害鳥獣駆除については、新市において調整する。
- 13 松くい虫防除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、町単独事業については、合併時に調整する。
- 14 アメリカシロヒトリ駆除については、合併時に調整する。
- 15 畜産施設環境改善事業については、宇ノ気町の例による。

# 「協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いについて」資料

# 十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱い
	1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものと
	する。
	2 中小企業利子等補給事業については、中小企業融資事業として、合併時に再編する。
	3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。
	4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。
	5 商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって
調整の内容	廃止する。
	6 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。
	7 消費者相談事業については、合併時に再編する。
	8 消費生活モニターについては、合併時に廃止する。
	9 観光イベント事業については、新町において調整する。
	10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分			現 況		調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	<b>神走の女体のいむ</b>
	中小企業融資事	・名称	・名称	・名称	合併時に再編する。
	業	中小企業融資事業	中小企業近代化資金特別融資事	中小企業特別融資事業	ただし、合併前に決定
			業		した融資については、
		・貸付対象者	・貸付対象者	・貸付対象者	新町に引き継ぐもの
		町内に同一事業を引き続き 1	村内に独立した事業所を有し、	村内に独立した事業所(店舗)	とする。
		年以上営む者	同一事業を引き続き1年以上		
			営む者	年以上営む者	
		・資金の種類、貸付条件	・資金の種類、貸付条件	・資金の種類、貸付条件	
		運転資金	運転資金	運転資金	
		500万円以内 5年以内	500万円以内 5年以内	500万円以内 5年以内	
2		設備資金	設備資金	設備資金	
		2,000万円以内 10年以内	1,000万円以内 10年以内	500万円以内 5年以内	
		近代化資金			
		3,000万円以内 10年以内			
				4-12 pt. 4-1 e	
		・補助制度	・補助制度	・補助制度	
		運転資金、設備資金、近代化資	運転資金、設備資金の保証料及	中小企業者事業資金利子補給	
		金の保証料及び利子に対する	び利子に対する助成	費補助金により、運転資金、設	
		助成		備資金の利子に対する助成	

区分				調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	神霊の其体的内合
中小企業利子等	該当なし	・名称	・名称	中小企業融資事業
補給事業		中小企業者事業資金利子等補	中小企業者事業資金利子補給	として、合併時に再編
	中小企業融資事業に対する補	給事業	費補助事業	する。
	助制度として実施	・対象者	・対象者	
		村内に独立した事業所を有し、	常時使用する従業員の数が、30	
		同一事業を引き続き1年以上	人以下の商業、サービス業、エ	
		営む者	業及び運送業を行う法人及び	
			個人	
		・対象事業資金	・対象事業資金	
		国民生活金融公庫資金、道中小	国民生活金融公庫資金、環境衛	
		企業振興資金融資金、商工貯蓄	生金融公庫資金、村の特別融資	
		共済融資金	金、貯蓄共済融資金、道の制	
		・利子補給等の対象金額等	度融資金	
		運転資金		
		500万円以内 5年以内		
		設備資金		
		1,000万円以内 10年以内		
		・利子補給の額	・利子補給の額	
		貸出金利が7.0%以上のもの	借入金 3,000万円以内	
		5.8%を超える率に相当する額	利子補給額 借入利率1.5%を	
		貸出金利が7.0%未満のもの	超える額。ただ	
		貸出金利に20%を乗じて得た	し、補給率は2.0%	
		率に相当する額	以内	
		・保証料の補給の額		
		当該年度内に支払った額		

区分		現 況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	調金の具体的内合
小規模企業振興資金貸付事業	・貸付対象者 町内に1年以上住所を有し、従 業員5人以下の小規模企業者 ・資金の種類、貸付条件 運転資金 50万円以内 3カ月以内	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。
勤労者対策事業				
勤労者福祉資金貸付事業	・貸付対象者 町内に1年以上住所を有する 勤労者で町税等公共料金を滞 納していない者 ・資金の種類、貸付条件 一般資金 100万円以内 5年以内 教育資金 100万円以内 5年以内	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

	区分		現 況		調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
勤労者対策事業(つづき)	商工業後継者結婚祝金事業	該当なし	・対象者 村内に住所を有し、商工業を 営む後継者で村内に従事し ている者 村内で独立して商工業を営 み又は営むこととなった者 ・祝金の額 50,000円	該当なし 定住化促進事業において、結婚 祝金の制度あり	現行のとおり新町 に引き継ぐものとす る。ただし、平成18 年3月31日をもって 廃止する。
	中小企業退職金共済制度奨励事業	該当なし	該当なし	・内容 補助率 掛金の6分の1以内 限度額 月額10,000円以内	合併時に廃止する。
	勤労者生活資 金貸付基金	・内容 貸付対象者 町内に1年以上住所を有する勤労者で、町内に住所を有する保証人1名の貸付条件を満たせる者 生活資金 10,000円以上100,000円以内	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。

区分	区分			 ・調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	神正の女体のから
消費者相談事業	・内容 専任の消費生活相談員 1 名を 配置し、月~金曜日の13時~16 時まで相談業務を実施 ・開設場所 月・水・金曜日 札内福祉センター相談室 火・木曜日 役場 1 階ロビー東側相談室	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。
消費生活モニター	該当なし	・人数 2名 ・任期 1年 ・謝礼額 2,500円/月	該当なし	合併時に廃止する。
観光イベント事業	まくべつ夏フェスタ ・実施主体 実行委員会(観光物産協会中 心) ・開催日 7月第3若しくは第4日曜日	さらべつふるさとまつり ・実施主体 実行委員会(村、農協、商工会) ・開催日 8月最終日曜日	忠類どんとこい村祭り ・実施主体 実行委員会(観光協会中心) ・開催日 10月第3日曜日	新町において調整する。

区 分 現 況			調整の具体的内容		
		幕別町	更別村	忠類村	<b>神霊の其体的内台</b>
	観光イベント事	まくべつ産業まつり		ふるさと盆踊り大会	
	業 ( つづき )	・実施主体		・実施主体	
		実行委員会(観光物産協会中心)		実行委員会(観光協会中心)	
		・開催日		・開催日	
		10月第1日曜日		8月14日	
		まくべつ冬まつり		ナウマン全道そり大会	
		・実施主体		・実施主体	
		実行委員会(観光物産協会中心)		実行委員会(商工会青年部中	
ת		・開催日		心)	
7		2月第2日曜日		・開催日	
				2月第3日曜日	
	観光施設	【スキー場】	【スキー場】	【スキー場】	現行のとおり新町
		・名称 明野ヶ丘スキー場	該当なし	・名称 白銀台スキー場	に引き継ぐものとす
		・施設概要		・施設概要	る。
		リフト 1基		リフト 1基	
		ロッジ(管理棟含む) 1棟		ロッジ 1棟	
		圧雪車 1台		管理棟 1棟	
		ガレージ(物置) 1 棟		圧雪車 1台	
				スノーモービル 3台	
				車庫兼倉庫 1棟	
				宿泊ロッジ 5棟	
		・開設期間		・開設期間	
		12月下旬から 3 月中旬		12月下旬から3月第2日曜日	

区分		現況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	神聖の其体の内谷
観光施設	【観光宿泊施設】	【観光宿泊施設】	【観光宿泊施設】	
(つづき)	該当なし	・名称	・名称	
		さらべつカントリーパーク	ナウマン温泉アルコ236	
		・概要	・概要	
		面積 296,218㎡	面積 3,045㎡	
		建設年度	建設年度	
		平成3年~6年度	平成5年~6年度	
		・施設内容	・施設内容	
		キャンピングサイト	浴場(2)	
		キャンピングカーサイト 10サイト	休憩室	
		個別テントサイト 38サイト	レストラン	
		グループテントサイト 30サイト	客室 ( 21 )	
		フリーテントサイト 20サイト	研修室(宴会場)(2)	
		トレーラーハウス 10台	カラオケボックス(2)	
		コテージ 5棟	駐車場	
		サニタリー 2 棟		
		センターハウス		
		コミュニティハウス		
		駐車場		
		その他屋外施設		
		・管理運営	・管理運営	
		株式会社さらべつ産業振興公	株式会社忠類振興公社(第三セ	
		社 (第三セクター)	クター)	

区分		現 況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	神霊の其体が合
観光施設	【物産センター】	【物産センター】	【物産センター】	
(つづき)	該当なし	·名称 更別村情報拠点施設	・名称 物産センター	
		(観光と物産の館ピポパ)		
		・概要	・概要	
		面積 571㎡	面積 195㎡	
		建設年度 平成 9 ~ 10年度	建設年度 昭和63年度	
		・施設内容	・施設内容	
		ロビー、レストラン、コンビニ	コーヒー・アイスクリームなど	
		コーナー、ファッションショッ	の飲食スペース、特産品販売ス	
		プ、ふれあいホール	ペース、グループ作品の展示販	
			売スペース	
		・付属施設	・付属施設	
		芝生公園、散策路、公衆便所、	公衆便所、駐車場	
		駐車場(更別駐車公園)		
		・特記事項	・特記事項	
		平成11年8月に、『道の駅「さ	平成 5 年 4 月に、ナウマン温	
		らべつ」』として認定されてい	泉アルコ236、ナウマン象記念	
		る。	館、ナウマン公園などの周辺施	
			設一体を『道の駅「忠類」』と	
			して認定されている。	
		・管理運営	・管理運営	
		株式会社さらべつ産業振興公	株式会社忠類振興公社(第三セ	
		社(第三セクター)	クター )	

## 先進事例

# 篠山市(兵庫県)

- (1) (略)
- (2) 商店街や商工業者に係る助成制度については、篠山市の例による。
- (3) 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。
- (4) 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山市の例による。

# 大崎上島町(広島県)

(略)

貸付制度、預託融資制度及び利子補給制度については、東野町の「平成3年台風19号による被災者対策融資制度」を除き、現行の要綱を廃止し新町において新たに制度を設ける。但し、 償還期限の未到着分は、現行のとおり新町に引継ぐ。

計量関係法、煙火・火薬類に関する事務については、新町に引き継ぐ。

# 富士河口湖町(山梨県)

- (1) 商工観光事業(各種イベント等)については、新町においても引き続き実施する。
- (2) 観光関連施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、管理方法等について見直しすべきものがある場合は、新町において検討する。
- (3) 観光案内所については、新町において適切な配置となるよう再編する。
- (4) 観光案内版については、一体的なデザイン計画に基づき、新町において統一する。
- (5) レトロバスについては、運行範囲の拡大を含め、新町において利用者予測をするなかで検討する。
- (6) その他、商工業・観光振興事業については、新町においても引き続き実施する。

#### 飛騨市(岐阜県)

### 商工・観光関係事業

- (1) 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- (2) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内を目途に民営化を図る。なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行う。

## スキー場関係事業

スキー場関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内を目途に民営 化を図る。なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行う。

勤労者・若者定住関連事業

- (1) 勤労者生活安定化資金融資については、古川町の例により調整する。
- (2) 勤労者住宅資金融資については、神岡町の例により調整する。
- (3) 就職促進奨励金については、内容を検討したうえで、新市に引き継ぐ。
- (4) 住宅建設等促進助成金については、古川町の例により調整する。

## かほく市(石川県)

#### 商工・観光関係事業

- 中小企業経営支援制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 ISO取得支援制度及び新製品開発奨励制度については、宇ノ気町の例による。
- 3 企業立地、産業振興支援制度については、高松町の例による。ただし、合併までに認定を 受けた企業については、従前のとおりとする。
- 4 観光イベント事業については、新市において調整する。
- 5 海浜公園管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、管理委託は 合併時に調整する。
- 6 観光物産展交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 勤労者・消費者関連事業
- 1 消費者相談については、高松町の例による。
- 2 勤労者金融施策については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、預託金制度は利子補給 制度に改め実施する。

# 養父市(兵庫県)

- (1) 中小企業向け融資制度については、新たな制度を策定する。ただし、旧町で適用した既融資分は継続して新市に引き継ぐ。
- (2) 企業誘致等商工業振興制度については、新たな制度を設ける。ただし、旧町の制度を適用されているものは、その適用の期間に限り新市に引き継ぐ。
- (3) イベントについては、新市移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (4) 勤労者住宅資金融資事業については、廃止の方向で検討する。

# 京丹後市(京都府)

(1)(2)(4)(7) (略)

(3) 中小企業支援対策

融資制度については、合併時に一旦廃止し、新市に移行後、実効性のある融資制度の検 討を行う。

信用保証料補助制度及び利子補給制度については、新市において制度の統一を図り実施する。ただし、合併前の各町の制度により決定した利子補給については、新市に引き継ぐ。

(5) 観光振興事業

観光まちづくり推進事業及び温泉補助事業については、新市においても事業を実施する。 観光施設利用拡大推進事業については、網野町の例により、新市全域の制度として実施 する。

(6) 商工観光関連イベント

各地域に与えている影響等を考慮し、新市に継承する。ただし、町が実施主体のイベント については、住民参加の実行委員会方式への移行を検討する。

# 「協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて」資料

# 十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-19 学校教育関係事業の取扱い
	1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。
	4 高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。
調整の内容	6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。
	8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。
	9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、合併時に再編する。
	10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において
	調整する。

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	<b>神走の<del>兵</del>体いい</b> 合
小学校及び中学校の	【小学校】	【小学校】	【小学校】	現行のとおり新町
通学区域	別紙1のとおり	別紙1のとおり	別紙1のとおり	に引き継ぐものとす
				る。
	【中学校】	【中学校】	【中学校】	
	別紙2のとおり	別紙2のとおり	別紙2のとおり	
特認校	・対象	該当なし	該当なし	現行のとおり新町
	途別小学校			に引き継ぐものとす
	・概要			る。
	途別小学校の周辺環境及び教育環			
	境等を理解し、入学希望のあった			
	保護者の児童を、通学区域以外か			
	らも受け入れを行う。			

区分		現況		・調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	前至00共体的1/14 <del>位</del>
スクールバス運行事 業	・運行路線 11路線(うち8路線を業務委託) ・住民利用 住民全員に同乗することを認めて いる。(運賃無料)	・運行路線 3路線(全路線を業務委託) ・住民利用 幼稚園通園者及び高齢者学級通 級者に同乗することを認めてい る。(運賃無料) 幼稚園バスとして運行してい る。(運賃無料)		現行のとおり新町 に引き継ぐものとす る。ただし、住民利用 については、新町にお いて調整する。
高度へき地に係る助成事業	・名称 へき地児童生徒援助費等補助金 ・対象者 へき地教育振興法の規定による3 級のへき地学校(糠内・駒畠・明倫の各小学校及び糠内中学校)に通学する児童・生徒・概要 高度へき地修学旅行費補助金 ア.交付額 修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費、見学料及び旅行傷害保険料並びに少一に負担すべきこととなるその他の経費全額 高度へき地学校給食補助金 ア.交付額 給食の主食(米・小麦・牛乳)代金のうち、国補助額を除いた額	該当なし、3級のへき地学校がない。	該当なし 3級のへき地学校がない。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分		現 況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	同正の <del>具</del> 体にいる
要保護・準要保護児童	1	・目的	・目的	幕別町及び忠類村
生徒の就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認	幕別町と同一	幕別町と同一	の例により、合併する
	められる学齢児童及び生徒の保護			年度の翌年度に統合
	者に対して、必要な援助を行う。			する。
	・支給対象	・支給対象	・支給対象	
	生活保護法による保護基準額を基		幕別町と同一	
	礎とし、原則として、申請世帯全 員の前年合計収入額が保護基準額	礎とし、原則として、申請世帯全 員の前年合計収入額が保護基準額		
	の 1.3倍未満の者	の 1.5倍未満の者		
	・支給費目及び金額(一人当たり年額)		  ・支給費目及び金額(-人当たり年額)	
	学用品費	学用品費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	幕別町と同一	
	ア. 小学校(1年生を除く) 14,780円			
	イ.小学校(1年生のみ) 12,610円			
	ウ.中学校(1年生を除く) 26,050円			
	I.中学校(1年生のみ) 23,880円			
	修学旅行費 必要経費を援助	修学旅行費幕別町と同一		
	体育実技用具費	体育実技用具費		
	ア.小学校(スケート) 11,270円			
	イ.中学校(スケート) 11,270円	平成15年度実績 小学校 ( スケート ) 11,445円		
		中学校(スキー) 39,256円		
	新入学児童生徒学用品費	新入学児童生徒学用品費		
	7.小学校 19,900円	幕別町と同一		
	1. 中学校 22,900円			
	学校給食費 必要経費を援助	学校給食費 幕別町と同一		
	医療費・必要経費を援助	医療費 幕別町と同一		
		校外活動費		
		7.小学校(宿泊有り) 3,470円		
		イ.中学校(宿泊有り) 5,840円		

区分		現 況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	神生の女体のいる
要保護・準要保護児童 生徒の就学援助事業		通学費 7.小学校 38,200円		
(つづき)		1.中学校 77,200円		
特殊教育に係る就学 奨励事業	・目的特殊学級へ就学する児童生徒の保	・目的 幕別町と同一	・目的 幕別町と同一	現行のとおり新町に引き継ぐものとす
	護者の経済的負担を軽減するとと もに特殊教育の普及奨励を目的と する。(前記「要保護・準要保護児			<b>ప</b> .
	童生徒の就学援助事業」の援助対 象者以外の者を対象としている。)			
	・所得要件 世帯の収入総額を国の補助基準需	・所得要件 幕別町と同一	・所得要件 幕別町と同一	
	要額で除した数値が2.5未満の者		(中) (14) (14)	
	・支給費目及び金額(-人当たり年額) 学用品購入費	・支給費目及び金額(-人当たり年額) 幕別町と同一	・支給費目及び金額(-人当たり年額) 幕別町と同一	
	7.小学校 5,550円 10,850円			
	通学用品購入費			
	7.小学校 1,085円 1,085円 1,085円			
	修学旅行費			
	7.小学校 10,300円 1.中学校 27,950円			
	新入学学用品費			
	7.小学校 9,950円   1.中学校 11,450円			
	体育実技用具費			
	ア.小学校(スキー) 12,650円  (スケート) 5,635円			
	1.中学校(柔道) 3,650円			

区分		調整の具体的内容		
	幕別町	更別村	忠類村	<b>加走の共体のの</b>
特殊教育に係る就学 奨励事業(つづき)	(剣道)25,250円(スキー)18,150円(スケート)5,635円学校給食費実費の1/2			
公立幼稚園	・現況     名称    定員    現員    学級数 わかば    幼稚園    130名    67名    3学級  ・保育時間    通常保育    8時45分~13時45分    水曜日のみ    8時45分~11時30分    預かり保育    終了後~16時・休業日    国民の祝日に関する法律に定める休日    日曜日及び土曜日    学年始休業日(4/1~4/7)    夏季休業日(7/10~8/31までの間において引続き25日以内)    冬季休業日(12/10~1/31までの間において引続き25日以内)    学年末休業日(3/25~3/31)    教育長が定める日	・現況         名称       定員       現員       学級数         更別幼稚園       120名       85名       5 学級         上更別 幼稚園       80名       17名       3 学級         計       200名       102名       8 学級         更別幼稚園は平成17年度移転改築予定       9時~13時       20時~13時         ・保育時間       3時~17時       13時~17時         ・協議会保育       13時~17時       17時~18時         ・休業日       国民の祝日に関する法律に定める休日       1曜日、日曜日         夏季休業(7/10~8/31までの間において引続き25日以内)       冬季休業(12/10~1/31までの間において引続き25日以内)         香季休業(3/25~4/5)		現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。

区分		調整の具体的内容			
	幕別町	更別村	忠類村	神罡(/共体中)//台	
私立幼稚園就園奨励	・概要	・概要	該当なし	幕別町及び更別村	
費補助事業	国の規定に基づき、私立幼稚園の	幕別町と同一		の例により、合併時に	
	設置者が入園料及び保育料の減免			統合する。	
	をする場合に、補助金を交付する。				
	・補助対象及び金額	・補助対象及び金額			
	当該年度に納付すべき市町村民	幕別町と同一			
	税が非課税となる世帯及び生活				
	保護を受けている世帯				
	7.第1子 137,700円/年				
	1.第2子 196,000円/年				
	ウ.第3子以降 253,000円/年				
	当該年度に納付すべき市町村民				
	税の所得割が非課税となる世帯				
	7.第1子 104,900円/年				
	1.第2子 176,000円/年				
	ウ.第3子以降 246,000円/年				
	当該年度に納付すべき市町村民				
	税の所得割課税の額が(世帯構				
	成員中2人以上に所得がある場				
	合については所得割課税額の合				
	計額とする)8,800円以下の世帯				
	7.第1子 80,400円/年				
	1.第2子 161,000円/年				
	ウ.第3子以降 241,000円/年				
	当該年度に納付すべき市町村民				
	税の所得割課税の額が(世帯構				
	成員中2人以上に所得がある場				

区分		現 況		  - 調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村	<b>神生の女体のい</b> な	
私立幼稚園就園奨励 費補助事業(つづき)					
私立幼稚園入園料及び保育料補助事業	・目的 幼稚園の振興に資するため私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るため入園料、保育料を補助する。 ・補助対象町内にある私立幼稚園に在籍する3才児、4才児及び5才児のいる世帯 ・補助金額入園料 7,000円 (最初の入園時のみ)保育料 4,000円/月については、前記「私立幼稚園就園奨励費補助事業」対象者以外への補助		該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	

区分	現 況						調整の具体的内容	
	幕別町		更別村		忠類村		神造の共体が合	
学校給食	・施設概要		・施設概要		・施設概要		現行のとおり新町	
	共同調理場	1施設	共同調理場	1施設	共同調理場	1 施設	に引き継ぐものとす	
	建設年度	平成9年度	建設年度	昭和54年度	建設年度	平成5年度	る。ただし、給食費、	
			(平成7	年度一部改修)			会計方式及び給食形	
	建物面積	949m²	建物面積	422m²	建物面積	289m²	態については、新町に	
	給食能力	3,000食/日	給食能力	500食/日	給食能力	500食/日	おいて調整する。	
	・調理方式		・調理方式		・調理方式			
	直営センター方式	(ドライシステ	直営センター方式	t(ドライシステ	直営センター方式	(ドライシステ		
	ム採用済み)		ム採用済み)		ム採用済み)			
	・給食費		・給食費		・給食費			
	小学校194円/食		小学校200円/食		小学校200円/食			
	中学校235円/食		中学校240円/食		中学校238円/食			
	・会計方式		・会計方式		・会計方式			
	公会計		私会計		私会計			
	・給食形態		・給食形態		・給食形態			
	完全給食		完全給食		完全給食			
	メニュー		メニュー		メニュー			
	ア.パン給食2回		ア.パン給食1回	-	ア.パン給食1回	` '		
	1.麺給食1回(ク	•	1. 麺給食1回(	·	1. 麺給食1回(	-		
	ウ.米飯給食2回		ウ.米飯給食3回	](月、水、木)	ウ.米飯給食3回	(月、水、金)		
		/給食1回(水)						
	米飯給食3回	(月、木、金)						

別紙1 各小学校の通学区域

<u>別紙1 各/</u>	学校の通	学区域			
小学校	学級数 (うち特殊 学級)	児童数 (うち特殊 学級)	通学区域(行政区)	校舎面積 (㎡)	屋体面積 (㎡)
幕別小学校	15 ( 3 )	285 ( 3 )	本町1・2・3、幸町、旭町1・2・4、錦町1・2、寿町1・2・3、宝町、新町、南町1・2、緑町1・2・3・4、相川・東・西・南・北、大豊、豊岡1・2、明野南・北、新川、軍岡、猿別、西猿別、新和	4,455	981
糠内小学校	3	18	糠内市街、五位、西糠内、中糠内、糠内第1、美川、南勢、中里	1,572	561
古舞小学校	3	11	古舞	676	364
駒畠小学校	3	19	駒畠	958	524
明倫小学校	3	16	明倫	700	337
途別小学校	3	20	途別、上稲志別、日新 2	941	440
白人小学校	17 (3)	476 ( 5 )	中央町1・2(鉄道以北)、中央町3、青葉町1・2、札内区、暁町東・西・北、千住1・2・東、稲志別、中稲志別、新生、豊町、春日町、東春日町	4,998	909
札内南小学校	14 (2)	409 ( 6 )	あかしや・南1・南2・中央、泉町、泉東、文京町、若草町1・2・3、桂町1・2、依田、西和、昭和、日新1、中央町2(鉄道以南)、みずほ町	4,337	775
札内北小学校	15 (3)	373 (5)	西町1・2、北栄町、共栄町1・2・3、新北町東・西、北町第1・第2・第3、桜町南・北・中央	3,576	762
幕別町計	76 (11)	1,627 (19)		22,213	5,653
更別小学校	8 (2)	196 ( 2 )	新栄町、花園町、若葉町、錦町、柏町、曙町、本町、中央町、緑町、更別区、更南区、昭和区、北更別区、更別東区、勢雄区、平和区、旭区、南更別区	3,299	1,137
上更別小学校	5 (1)	33 (1)	上更別区、上更別南区、協和区、更生区、香川区、東栄区	1,544	806
更別村計	13 ( 3 )	229 (3)		4,843	1,943
忠類小学校	6	80	村内全域	2,601	1,073
忠類村計	6	80		2,601	1,073

70

別紙2 各中学校の通学区域

別紙 4 各中年	F伙い週子	区域			
中学校名	学級数 (うち特殊 学級)	生徒数 (うち特殊 学級)	通学区域(行政区)	校舎面積 (㎡)	屋体面積 (㎡)
幕別中学校	10 ( 4 )	188 ( 4 )	本町1・2・3、幸町、旭町1・2・4、錦町1・2、寿町1・2・3、宝町、新町、南町1・2、緑町1・2・3・4、相川・東・西・南・北、大豊、豊岡1・2、明野南・北、新川、軍岡、猿別、西猿別、新和	4,355	1,243
糠内中学校	3	39	糠内市街、五位、西糠内、中糠内、糠内第1、美川、南勢、明倫、中里、駒畠	1,763	592
札内中学校	10 ( 2 )	272 ( 5 )	あかしや・南1・南2・中央、泉町、泉東、文京町、若草町1・2・3、桂町1・2、依田、西和、昭和、古舞、途別、上稲志別、日新1・2、中央町2(鉄道以南)、みずほ町	4,118	1,289
札内東中学校	12 ( 2 )	328 ( 2 )	中央町1・2(鉄道以北)、中央町3、青葉町1・2、札内区、暁町東・西・北、千住1・2・東、稲志別、中稲志別、新生、西町1・2、北栄町、共栄町1・2・3、新北町東・西、北町第1・第2・第3、桜町南・北・中央、豊町、春日町、東春日町		1,237
幕別町計	35 (8)	827 ( 11 )		14,364	4,361
更別中央中学校	6 (2)	119 ( 2 )	村内全域	2,742	1,078
更別村計	6 (2)	119 ( 2 )		2,742	1,078
忠類中学校	3	53	村内全域	2,032	838
忠類村計	3	53		2,032	838

### 先進事例

#### おおさきかみじまちょう 大崎上島町 (広島県)

幼稚園については、現行のとおり新町に引継ぐ。

入園料については、大崎町の例による。

各種補助事業については、新町において調整する。但し、学校給食食中毒検食・保存食補助は合併時までに調整し、ヘルメット購入費補助は木江町の例による。

学校給食共同調理場については当面は現行のとおりとする。調理運営委員会については、各施設に設置し、委員構成等は合併時までに調整する。調理員の勤務時間、賃金等については合併時までに調整する。

奨学金貸付制度については、現行の要綱を廃止し、新町において新たに制度を設ける。但し、償還期限の未到来分は、現行のとおり新町に引継ぐ。奨学金貸付審査会については、新町において新たに設置する。

## ふ じ かわぐちこまち 富士河口湖町 (山梨県)

- 1 学校教育の取扱い
  - ・小中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
  - ・校舎等の耐震補強については、耐震診断の結果を踏まえ、新町において検討する。
  - ・情報教育については、学校間で不均衡のないよう新町において調整する。
- 2 学校給食の取扱い
  - ・給食調理施設及び配食区域については、当面現行のとおりとするが、新町において引き続き検討する。
  - ・給食費については、新町において調整し、統一する。
- 3 小中学校の通学区域の取扱い
  - ・通学区域については、現行のとおりとするが、弾力的運用に努める。
  - ・遠距離通学児童・生徒の通学方法については、新町の循環バスの活用を含め、新町において検討する。
- 4 町単・村単の教員の取扱い
  - ・町単・村単教員については、少人数学級等対応のため、現行のとおり配置する。
  - ・外国語指導助手については、新町においても引き続き配置する。

### かほく市(石川県)

#### 学校教育事業

- 1 児童生徒の就学援助等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、修学旅行費は七塚町の例による。
- 2 奨学金制度については、新市においても実施することとし、内容については、貸付け方式の採用も検討し、合併時に調整する。
- 3 スクールバスの運行については、概ね通学距離が2km以上の地区の小学生を対象に現在運行している学校で実施する。
- 4 遠距離通学費補助については、廃止する。
- 5 学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給食費については、合併年度の翌年 度から高松町及び宇ノ気町の例による。
- 6 幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園運営費補助及び私立幼稚園施設整備費補助については、合併時 に調整する。

### 小・中学校の通学区域

通学区域については、現行のとおりとする。 ただし、指定学校の変更については、保護者の申請により弾力的運用に努めるものとする。

# 世いまし 西予市 (愛媛県)

### 学校などの通学区の取扱い

当面現行のとおりとし、合併後、状況に応じて調整のうえ新たに定める。

学校教育関係の取扱い

### (学校教育関係)

- (1) 公立幼稚園については、当面現行のとおりとし、合併後、幼児教育の統一に向け、その調整に努める。
- (2) 小・中学校については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 遠距離児童・生徒通学費補助及び就学費の援助については、合併時に新たに定める。
- (4) 奨学金貸付事業については、合併時に統一の方向で調整する。ただし、合併前の貸付・償還については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (5) スクールバスの運行については、当面現行のとおりとし、合併後に随時調整する。 (学校給食関係)
- (1) センター方式及び単独調理場方式については、当面現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 給食費については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに調整する。
- (3) 食器については、当面現行のとおりとするが、食器材質には十分注意し、安全確保に努める。

### いの町 (高知県 合併予定 平成16年10月1日)

- (1) 教育表彰は、合併後検討する。
- (2) 学校給食は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに全小中学校で実施する。
- (3) 修学旅行助成事業は、合併後検討する。
- (4) 奨学金貸付事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- (5) 国際理解教育事業 派遣及び交流事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。 受入事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。
- (6) ヘルメット購入補助事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (7) 教育相談員事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併時に統合する。
- (8) 心の教室相談員事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (9) ALT派遣事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (10) スクールカウンセラー事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (11) 教育指導員事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (12) 幼稚園就園援助は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- (13) 公立幼稚園運営は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- (14) 中学校職場体験学習は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。(15) 中学校寄宿舎管理運営は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (16) 本川中学校山村留学制度は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (17) 吾北分校新入生授業料補助は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (18) 教育研究所は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。
- (19) 適応指導教室は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (20) プール開放は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (21) 休校管理は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- (22) 地域教育推進事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

### 7

## 「協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて」資料

### 十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い
	1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継
	ぎ運用する。
	2 成人式については、新町において調整する。
	3 高齢者学級については、新町において調整する。
	4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館
卸数の力容	とする。
間整の内容	6 移動図書館については、合併時に再編する。
	7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町に
	おいて調整する。
	8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時までに調整する。
	9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整
	する。
	10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。

区分		現況		・調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	明正の共体的で1
生涯学習推進計画	・名称 第 3 次幕別町生涯学習中期計画 ・策定年度 平成15年度 ・計画期間 平成16~22年度 ・基本目標 「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人の育成」	・名称 第 5 次更別村社会教育中期計画 ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 平成13~17年度 ・基本目標 「生涯学習の観点に立った住民 の自主的な社会教育活動の推	・名称 第 5 期忠類村社会教育中期計画 ・策定年度 平成14年度 ・計画期間 平成15~19年度 ・基本目標 「住民自らが生きがいを持って 学習できる生涯学習の振興」	新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
		進」		

区分		現況		・調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	一調金の具体的内台
成人式	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 幕別町民会館 ・実施内容及び記念品等 記念品	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 更別村社会福祉センター ・実施内容及び記念品等 個人写真 集合写真	・開催日 1月2日 ・開催場所 忠類村コミュニティセンター ・実施内容及び記念品等 記念品 集合写真	新町において調整する。
高齢者学級	・名称 しらかば大学 ・目的及び対象者 急激な社会の変化に対応でき る高齢者(60歳以上)としてふ さわしい社会能力を涵養し、心 身の健康保持や余暇時間の活 用を図るなど、自ら生きがいを 見出すため開設する。 ・生徒数 272名(うち大学院生 153名)	・名称 末広学級 ・目的及び対象者 高齢者の生きがい対策として 60歳以上を対象に開設する。	・名称 ナウマン大学 ・目的及び対象者	新町において調整する。
町村指定文化財	・指定済の文化財 民俗文化財 ア.幕別町蝦夷文化考古館資 料 イ.糠内獅子舞	該当なし	該当なし	現行のとおり新 町に引き継ぐもの とする。

区分	現 況		・調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村	神主の兵体的が合
図書館(室)	【図書館】 ・名称 幕別町図書館 ・面積 建物 1,375㎡ 敷地 4,200㎡  【図書館分館】 ・名称 幕別町図書館札内分館 ・開設場所 百年記念ホール内 ・面積 419㎡(分館のみ)	【図書室】 ・名称 更別村農村環境改善センター図書室 ・開設場所 更別村農村環境改善センター内 ・面積 244㎡(図書室のみ)	【図書室】 ・名称   忠類 村 ふれ あい センター   福寿図書室 ・開設場所   忠類村ふれあいセンター福寿   内 ・面積143㎡(図書室のみ)	幕別の相談の表別の相談の表別の相談の相談の相談の相談の相談の相談の相談の相談の相談の相談の相談の相談の相談の
	<ul> <li>・開館時間 10時~18時 毎週木曜日のみ 札内分館10時~20時</li> <li>・休館日 毎週火曜日(国民の祝日に関する法律に規定された休日の場合は翌日)毎月末日年末年始(12月30日~1月5日) 特別図書整理日(年1回1週間以内)</li> </ul>	・開室時間 10時~18時 ・休室日 毎週月曜日 年末年始(12月31日 ~1月 5日) 土曜日及び日曜日を除 11た国民の祝日に関す る法律に規定された休日	・開室時間 10時~21時 ・休室日 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律に規定された休日の場合は翌日) 年末年始(12月31日~1月5日)	

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	神霊の具体的内台
図書館 (室)(つづ	・貸出及び返却	・貸出及び返却	・貸出及び返却	
き)	個人	個人	個人	
	一人 5 冊以内、14日以内(移	一人 3 冊以内、14日以内	一人 5 冊以内、10日以内	
	動図書館車での貸出は、次の			
	巡回日まで)			
	団体	団体	団体	
	1 団体100冊以内、2カ月以	規定なし	規定なし	
	内			
	・蔵書冊数	・蔵書冊数	・蔵書冊数	
	174,552冊(平成15年度末現在)	29,664冊(平成15年度末現在)	16,224冊(平成15年度末現在)	
	・貸出冊数	・貸出冊数	・貸出冊数	
	156,332冊(平成15年度)	11,467冊(平成15年度)	5,949冊(平成15年度)	
移動図書館	・名称	該当なし	該当なし	新町の事業とし
	移動図書館車「スワデイ号」			て、合併時に再編す
	・目的			る。
	図書館までの距離がある園			
	児・児童生徒などが容易に利用			
	できるよう移動図書館車を運			
	行する。			
	・運行状況			
	8 コース、37ステーション(各			
	コースを曜日別に月2回巡回)			
	・運行曜日			
	月・水・木・金の各曜日			

-	V	
C	α	

区分		現 況		・調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	神霊の具体的内台
学校開放事業	• 開放施設	・開放施設	・開放施設	現行のとおり新
	体育館及びグラウンド	体育館及びグラウンド	体育館及びグラウンド	町に引き継ぐもの
	幕別小学校、札内南小学校、	更別中央中学校	忠類小学校、忠類中学校	とする。ただし、事
	幕別中学校、糠内中学校、札	体育館、グラウンド及びスケートリンク	忠類小学校のグラウンド	業内容及び許可対
	内中学校、札内東中学校	更別小学校、上更別小学校	照明設備を含む。	象については、新町
	札内中学校のグラウンド			において調整する。
	照明設備を含む。			
	体育館、グラウンド及びスケートリンク			
	糠内小学校、古舞小学校、駒			
	畠小学校、明倫小学校、途別			
	小学校、白人小学校、札内北			
	小学校			
	その他に、文化事業(地域			
	住民が行う文化的活動 )の			
	ために、各小中学校の校舎			
	も開放している。			
	・事業内容	・事業内容	・事業内容	
	スポーツ事業	スポーツ事業	スポーツ事業	
	地域住民等が行うスポーツ	団体が行うスポーツ及びレ	団体が行うスポーツ及びレ	
	及びレクリエーション活動	クリエーションのため	クリエーションのため開放	
	のため開放する事業	開放する事業	する事業	
	ア.屋内運動場	ア.平 日 17時~21時	7.平 日 17時~22時	
	月~金曜日(祝祭日を除く)	1.土 曜 日 14時~21時	1.土 曜 日 14時~22時	
	19時~21時	ウ.日曜・祝祭日 9時~21時	ウ. 日曜・祝祭日 9 時 ~ 22時	
	イ.屋外施設	遊び場事業		
	月~金曜日(祝祭日を除く)	幼児・児童及び生徒の遊び場		
	5 時 ~ 7 時	提供のため開放する事業		

区分		現況		・調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	一 明定の共体の行行
学校開放事業( つづき )	(札内中学校は19時~21 時も開放) 文化事業 地域住民等が行う文化的活動のため開放する事業 ア.校舎・屋内運動場 月~金曜日(祝祭日を除く) 19時~21時 ・許可対象 幕別町に在住、在勤又は在学する者10名以上が構成する地域 住民等で、かつ、監督者として の成人が含まれていること	学する者が5人以上の団体を構成し、かつ、監督者として成人が含まれること遊び場事業幼児又は児童に保護者が付添っていること生徒の規定はない。	団体に監督者としての成人が 含まれること	
町村民体育祭	該当なし	該当なし	・名称 開村記念村民大運動会 ・目的 開村を記念し、村民が一堂に会 してお互いの親睦と友愛を深 め、住みよい豊かな村づくりを めざすことを目的とする ・主催 忠類村	事業のあり方に ついて、合併時まで に調整する。

ι		
3	-	=

区分	現 況			・調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	神聖の兵体的内台
町村民体育祭( つづ			・後援	
き)			忠類村体育連盟	
			・実施内容	
			競技	
			ア.団体競技 6競技	
			1.個人競技 3競技	
			野外パーティー	
国際交流員	• 職務	・職務	- 職務	現行のとおり新
	中学校における英語授業の	地域住民との交流活動	中学校における英語授業の	町に引き継ぐもの
	補助	社会人を対象とした英会話	補助	とする。ただし、職
	幼稚園及び小学校における	教室の講師	英語教材作成の補助及び英	
	国際交流	英語翻訳文の監修	語能力コンテスト等への協	ては、新町において
	英語教材作成の補助及び英	各種行事等への参加・外国人	力 	調整する。
	語能カコンテスト等への協	の応接補助・国際交流事業	英語教員に対する現職研修	
	力	の企画立案及び実施に対す	への補助	
	英語教員に対する現場研修	る助言等の国際交流活動	特別活動及び課外活動への	
	への補助	その他	協力	
	特別活動及び課外活動への		社会人(高校生を含む)を対	
	協力		象とした英会話教室の講師	
	その他所属長又は校長が必要は認める際なる。		地方公共団体の行う行事へ	
	要と認める職務		の参加、外国人の応接補助、	
	地方公共団体の国際交流関		国際交流事業の企画立案及び実施に関する場合での国	
	係事務の補助		び実施に関する助言等の国際な済活動	
	地方公共団体の職員、地域住民に対する記憶を通りの格		際交流活動	
	民に対する語学指導への協		その他所属長又は校長が必要と認める階級	
	カ ・現員 1名	・現員 1名	要と認める職務 ・現員 1名	
	「 况只	" 坑只 「 竹	九只   九	

区分	現 況		- 調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村	<b>阿正の共体のでも</b>
スポーツ表彰	・褒賞の種類 スポーツ奨励賞 ジュニアスポーツ奨励賞 感謝状	・褒賞の種類 スポーツ賞 スポーツ奨励賞 教育委員会教育奨励賞 は、学校教育分野の表彰	・褒賞の種類 ア. 功績の ア. 功績の 秀選手部門 イ. 最秀選手部門 カ. 優秀選手部門 カ. 優秀選手部間 ア. 功績選手部間 ア. 功績選・ア. 功績選・ア. 功績選・ア. 功績選・ア. 最秀選・スポーツ質 ア. 最秀選・スポーツ 要加賞 ア・スポーツ 変加賞 ア・スポーツ 変加賞 ア・スポーツ 変加賞	幕別町の例により、合併時に統合する。
文化表彰	・褒賞の種類 文化賞 文化奨励賞 少年文化奨励賞 感謝状	・褒賞の種類 文化賞 文化奨励賞 教育委員会教育奨励賞 は、学校教育分野の表彰	・褒賞の種類 文化賞 文化奨励賞 文化努力賞 ジュニア文化賞 ジュニア文化奨励賞 ジュニア文化努力賞	幕別町の例により、合併時に統合する。

### 先進事例

### まおさきかみじまちょう 大崎上島町(広島県)

各種委員及び審議会については、新町において新たに設置する。

公民館教室については、新町に引継ぐ。教育委員会主催教室の講師料及び、自主教室の 会場使用料については、合併時までに調整する。

社会教育講座については、内容を調整し、新町においても引き続き実施する。但し、実施方法については新町において調整する。講座講師料については、合併時までに調整する。

各種事業については、新町においても引き続き実施する。但し、実施方法については、 新町において調整する。

文化財については、新町に引継ぐ。

図書室については、新町に引継ぐ。

同和教育関係については、新町において調整する。

#### ふ じかわぐちこまち 富士河口湖町(山梨県)

### 社会教育関係事業

1 生涯学習の取扱い

生涯学習事業については、類似事業の統合を含め、新町において調整する。

2 社会教育施設の取扱い

公民館については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

図書館については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、運営方法については、合併時までに調整し、再編する。

3 文化施設の取扱い

文化施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

町村指定文化財等については、新町に引き継ぐ。

### 社会体育関係事業

1 各種体育・スポーツ・レクリエーション事業の取扱いについて

各種体育・スポーツ・レクリエーション事業については、新町において調整し、再編する。

2 体育施設の取扱い

社会体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

学校施設の開放については、新町においても引き続き実施する。

3 体育指導委員の取扱い

体育指導委員については、一元化・再編するなかで、新町においても引き続き配置する。

### かほく市(石川県)

### 文化振興事業

- 1 文化祭の開催については、3町の現状を踏まえ新市において実施方法等を調整する。
- 2 町指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。
- 3 文化財の保管については、基本的に現行のとおりとするが、新市において1箇所に 集約・展示できる場所を検討する。
- 4 博物館等の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 社会教育事業
- 1 少年補導センター事業等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 社会教育表彰事業については、実施の方向で新市において調整する。
- 3 成人式については、各町の現状を踏まえ新市において実施方法等を調整する。
- 4 立志式については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 社会体育施設運営、維持管理業務については、新市において効率的な実施方法に調整する。
- 6 各種スポーツ大会については、新市において同一、又は類似する競技の統合、又は再編 等を行い実施する。
- 7 総合型地域スポーツクラブについては、中学校区ごとに設立する。

### 西予市(愛媛県)

- (1) 社会教育施設等については、現行のまま新市に引き継ぎ、管理運営等については、合併時に調整する。
- (2) 生涯学習事業、公民館講座及び各種行事については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。

### いの町(高知県 合併予定 平成16年10月1日)

(1) 社会教育関係

成人式は、合併後統合する。

校庭開放児童会は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

その他の社会教育関係は、合併後策定する。

(2) スポーツ振興関係

スポーツ振興は、合併後も推進する。

スポーツ関係の団体は、合併後統合するよう調整する。

大会・教室・講習会等は、合併後速やかに調整し、独自のものは、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(3) 文化振興関係

文化祭は、合併後調整する。

文化協会は、合併後統合するよう調整する。

- (4) 文化財関係は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (5) 各種団体関係は、合併後統合するよう調整する。
- (6) 青少年育成関係は、合併時統合する。
- (7) 公民館運営管理業務等は、現行のとおり新町に引き継ぐ。